

---

令和7年 第3回（定例）国富町議会議録（第3日）

令和7年9月10日（水曜日）

---

議事日程（第3号）

令和7年9月10日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 認定第1号 令和6年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和6年度国富町綾川雜用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 令和6年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 令和6年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 令和6年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 令和6年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和6年度国富町水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第7号 令和6年度国富町下水道事業会計剰余金の処分及び令和6年度国富町下水道事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 認定第1号 令和6年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和6年度国富町綾川雜用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 令和6年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 令和6年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 令和6年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 令和6年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和6年度国富町水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第7号 令和6年度国富町下水道事業会計剰余金の処分及び令和6年度国富町  
下水道事業会計決算の認定について

---

出席議員 (13名)

1番 井戸川紀代子君	2番 郡 一覧君
3番 竹田 貫紀君	4番 石山 和真君
5番 中村 繁樹君	6番 日高 英敏君
7番 山内 千秋君	8番 武田 幹夫君
9番 渡邊 静男君	10番 河野 憲次君
11番 谷口 勝君	12番 近藤 智子君
13番 穂寄 満弘君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 横山 寿彦君      主幹兼議事調査係長 日高 雄二君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	日高 利夫君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	坂本 透君
総合戦略課長	山下 玲君	財政課長	境田 伸一君
税務課長	長友正登志君	町民生活課長	前田 耕作君
福祉課長	津留 慎義君	保健介護課長	横山 香代君
農林振興課長	春元賢一郎君	農地整備課長	長友 寿隆君
都市建設課長	木下 輝彦君	上下水道課長	佐藤 利明君
会計管理者兼会計課長			日高 佑二君
教育総務課長	三好 秀敏君	社会教育課長	桑畠 武美君
学校給食共同調理場所長			尾上 光君
監査委員	山口 孝君		

---

午前9時30分開議

○議長（穂寄 満弘君） おはようございます。今朝の報道で、長崎県、熊本県で線状降水帯が発生しております。災害が発生しないように願うばかりでございます。

本日は一般質問からとなっております。傍聴席には多くの皆様においでいただきました。誠にありがとうございます。

議員におかれましては、政策の提言や疑問点につきまして、納得のいくまで質疑を繰り返していただきたいと思います。執行部におかれましては、対応方、よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に対しておりませんので、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（穂寄 満弘君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、質問通告がなされておりますので、順次これを許します。

最初に、井戸川紀代子君の一般質問を許します。井戸川紀代子君。

○議員（1番 井戸川紀代子君） 皆様、おはようございます。井戸川紀代子でございます。天気不安定の中、傍聴にお越しくださりありがとうございます。また、議会に関心を寄せいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。町会議員として活動を始めて4か月が経過しました。この間、地域の皆様から寄せられる一つ一つの声が、私にとって大きな学びとなっております。今後も初心を忘れずに、皆様と共によりよい国富町を目指して、町政の課題に真摯にそして丁寧に向き合ってまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、地域で暮らす立場から感じていること、議員活動を通じていただいたご要望やご意見を踏まえ、3つのテーマについて質問をさせていただきます。

それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして質問をいたします。

まず、男女共同参画社会の推進についてお伺いします。

男女共同参画社会基本法が施行されて26年が経過しました。制度の整備は進んできましたが、社会の慣習や人々の意識の中には、依然として男女間の格差が残っています。例えば、男性はこうあるべき、女性はこうするべきという固定的な考え方が、今も根強く存在しています。

宮崎県の調査では、政治、社会通念、慣習、しきたりなどで7割の人が男性優遇を感じていると回答しています。社会全体で見ると、男女平等であると感じている人の割合は、僅か1割強にとどまっています。また、日本の男女平等を指標にしているジェンダーギャップ指数は、世界でも下位にとどまり、先進国の中で最下位という厳しい状況です。本県でも行政分野で全国で44位、政治分野で45位と低い順位にあり、格差が明らかです。

さて、本町におきましては、人口減少が大きな課題と捉えています。人口減少が進む今こそ、

性別にかかわらず一人一人が力を発揮できる全員参加型の社会、つまり男女共同参画社会を築くことが不可欠です。男性と女性では体の作りは違いますが、様々な状況においては平等です。人口減少が進むこれからの時代、男女が共に活躍していく時代が必ずやってきます。そのためにも、男女共同参画の視点を社会のあらゆる分野に根づかせていくことが求められます。

本町におきましては、男女共同参画計画の策定や第6次総合計画に基づき取組が示されていますが、制度だけでは不十分です。実践が伴わなければ意味がありません。男女共同参画の推進において、行政の果たすべき役割と責任は大きいと思います。

そういったことを踏まえて、本町は男女共同参画の実現に向け、どのような姿勢で取組を進めておられるのかをお尋ねいたします。

次に、放課後児童クラブについてお伺いいたします。

共働き世帯の増加に伴い、放課後や長期休暇に子どもが安心して過ごせる場所は、今後ますます重要になってきます。本町では4か所の児童館・子どもセンターがあり、放課後の子どもたちの居場所と健全育成の場として大切な役割を担っており、保護者にとってはありがたい場所だという声も聞かれます。

一方で、六日町にあります中央児童館は、学校から遠く、安全面に不安があるため、利用したくてもできないという声も多く聞きます。利用を希望しても通えず、仕事との両立に支障を来たし、中には退職を選ばざるを得なかつた家庭もあります。これは子育て世帯にとって大きな不公平です。

参考までに、宮崎市では全小学校に児童クラブを設置しております。お隣、綾町でも学校近くに施設が整っています。

それに比べて、本町では中央児童館に限りますが、距離の壁が解消されず、改善が進んでおりません。本来ならば、利用を希望する全ての子どもたちが等しく居場所が確保されるべきですが、現状そこには追いついていない状況があります。女性への社会進出が進み、共働きが増加している今、放課後児童クラブのニーズは高まり、子育て支援においてその役割は今後ますます重要になってくると考えます。安心して子育てできる町は、地域の活性化にもつながります。利用をしたくてもできない状況があることは、子どもや保護者の機会の不平等になるのではないでしょうか。そのような実態があることから、放課後児童クラブの利用実績や今後の取組についてお伺いいたします。

3番目に、町内の小中学校におけるメディア・リテラシー教育の取組について伺います。

まず、ご紹介いたします。お名前と学校名は、事前にご本人と学校に許可をいただいておりますことを先に皆様にご報告いたします。

8月6日に宮崎市民プラザで青少年の主張宮崎県大会が開催されました。その中で、八代中学

校3年の兵頭つばささんが優秀賞、本庄高校1年生の下村泰弘さん、本庄中学校3年の合田采さんが最優秀賞を受賞されました。国富町から3名の生徒が受賞し、会場では国富はすごいねという声も聞かれたといいます。

その中で最優秀を受賞された本庄中学校の合田さんのテーマが、「情報社会と付き合っていくために」でした。まさしくメディア・リテラシー教育になります。

作文の冒頭をご紹介します。常に手元に大量の情報がある今、私たち中学生でも簡単に情報を手に入れることができる。私はそんな今だからこそ、社会に出る一歩手前のうちから、情報との正しい向き合い方を身につけておくべきだと考える。なぜなら、インターネットやSNSの情報はあらゆる問題を引き起こしているからだと書いています。

合田さんの作文のとおり、私たちは毎日たくさんの情報に囲まれて暮らしています。新聞やテレビ、インターネットやSNSからは、求めなくても多くの情報が流れ込んでいます。その中にはもちろん正しいものもありますが、不確かなものも含まれています。だからこそ、子どもも大人も情報を見極めて活用する力、いわゆるメディア・リテラシーの学びが必要です。

メディア・リテラシーの先進地えびの市では、15年前から中学1年生全員を対象に、情報を主体的に読み解く力を育む授業を行っておられます。この授業に私も以前参加させていただきましたが、大変有意義な授業だと感じました。幼児期からスマートに触れる時代です。だからこそ、情報を読み解く力を身につけることの必要性を強く感じています。

そのようなことから、町内の小中学校におけるメディア・リテラシー教育の取組についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。以降は、発言席より再質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。町長。

○町長（日高 利夫君） おはようございます。それでは、井戸川議員のご質問にお答えいたします。

まず、男女共同参画行政についてであります。

本町では、男女がお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる社会の実現を重要な柱と位置づけております。人口減少や少子高齢化が進む中、持続可能な地域社会を築くためには、男女が家庭や職場、地域において共に責任を分かち合い、多様な分野で活躍できる環境が不可欠であると考えております。

そのため本町では、第3次国富町男女共同参画計画に基づき、意識の醸成や地域活動や就労分野における女性の参画促進、推進活動団体のくにとみブリッジと連携した啓発などに取り組んでおります。

今後もこうした取組を着実に推進し、町行政自らも率先して男女共同参画の視点を各種施策に反映させることで、町民の皆様と共に誰もが活躍できる国富町の実現を目指してまいります。

次に、放課後児童クラブの取組についてであります。

放課後児童クラブは、放課後の児童に対して安全に過ごせる場の提供を通じて、保護者の就労や家庭事情に応じた安定的な保育機能を確保するという役割があります。また、児童の健全育成を担い、学習習慣の定着や地域における居場所づくりを通じて、子どもの成長を支える公的な役割を果たしております。

本町におきましては、平成13年度の中央児童館の設置を皮切りに、平成23年度までに全小学校区に児童館及び子どもセンターを設置して以来、多くの児童に利用いただき、児童の健全な成長の一翼を担うとともに、保護者や小学校などと連携して児童の成長を見守ってまいりました。

昨年度の児童クラブ登録者数は、3月末時点において151名で、利用者数の実績につきましては、4か所合計で延べ2万8,751名、月平均で2,396名、1日平均では98名となっております。今後につきましても、放課後児童クラブの役割や重要性を改めて認識しつつ、児童の安全の確保やさらなる健全育成に貢献できるよう、保護者や関係機関の意見も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　教育長。

○教育長（荒木　幸一君）　それでは、小中学校におけるメディア・リテラシー教育の取組についてのご質問にお答えいたします。

日常にあふれる情報の中には、誤情報や断片的なもの、偏った主張などが含まれていると認識しております。このような情報あふれる社会を生きていくためには、メディアが発信する情報を正しく読み解き、自己の中で選択し、整理して発信するなどの能力、いわゆるメディア・リテラシーを身につけるための情報モラル教育が重要であると考えます。

そのため教育委員会では、令和4年度に文部科学省の情報モラル教育推進事業を受託し、新たな情報モラル教育年間指導計画の作成や、新たな教材を用いた授業実践の研究に取り組みました。これまでの教師主導の授業スタイルから、情報の真偽の見極めや、SNS上のトラブル回避、さらにはゲーム機やスマホの使い過ぎなどについて、個々の児童生徒が自分ごととして考え、解決策を導き出す新たな授業スタイルへと転換したところです。この取組を国富スタイルとして県内に広く周知し続けているところです。

また、本町は同じく令和4年6月に宮崎日日新聞社と協定を結び、県内初となる「国富町宮日新聞の日」を定めました。これは、児童生徒のメディア・リテラシーの育成を目指して、学期に1度、町内の小学4年生以上の児童生徒には宮日新聞を、小学3年生以下の児童には宮日こども

新聞を配付し、新聞を活用した授業を行うものです。

また、宮日読者室による出前授業や、3学期には新聞スクラップコンクールを行うことにより、読解力の育成にもつながっていると考えます。さらに、新聞はネット情報の真偽を確認する際の根拠情報の一つにもなり得ることから、タブレットと新聞の情報を比較しながら読み解く授業も行っております。

教育委員会では、これからの中間社会を生きていく子どもたち一人一人が、確かなメディア・リテラシーを身につけることができますよう、今後とも継続した取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　補足答弁はありますか。

井戸川議員、質問を続けてください。井戸川議員。

○議員（1番　井戸川紀代子君）　日高町長、荒木教育長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、質問を続けます。

本町における男女共同参画計画に基づいた取組の成果と進捗状況を伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　山下総合戦略課長。

○総合戦略課長（山下　玲君）　本町では、令和4年3月に策定しました第3次国富町男女共同参画計画を礎として、住民、行政との共同で男女共同参画社会づくりに取り組んでおります。

まず、成果としましては、くにとみブリッジが主催する講演会、意見交換会、研修会の企画・開催や、総合町民祭での啓発ブースの設置など、男女共同参画への理解を深める活動を町と連携して継続的に展開していただいております。

また、創意工夫にあふれる啓発事業として、役場ロビーにカプセル玩具のガチャガチャを設置し、法華岳うずら車のキーholderと啓発メッセージを配信するとともに、生理の貧困対策として、生理用品の回収ボックスを併設し、集められた生理用品の寄附活動として、町内小中学校や本庄高校、子ども食堂にも寄贈をされておられます。こうした柔軟なかつ参加しやすい取組によりまして、幅広い層への啓発と支援の実効性が高まったものと考えております。

一方、進捗状況につきましては、現時点における参加者数の把握や相談件数、女性の社会参画状況など、具体的な数値による評価などの詳細は把握できておりませんが、今後は実績データの整理を検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　井戸川議員。

○議員（1番　井戸川紀代子君）　今、課長の回答にありましたくにとみブリッジですが、そのくにとみブリッジの会員の一人でもあります私、井戸川ですけれども、本当に活動におきまして

は、町のご担当の方からいろいろご支援をいただいておりますことをお礼申し上げます。

男女共同参画は、行政と町民が協力してこそ前進するものです。行政が率先して取り組み、公平性を確保し、地域へ広げていくことが重要だと考えております。その上で、町民や団体が支えることで、より住みやすい国富町につながり、啓発の推進につながっていくと思っております。

本町では、計画と条例を策定し、また総合計画に人権を尊重する地域社会づくりを掲げています。少子高齢化や人口減少が進む今こそ、男女が共に力を発揮できるまちづくりが不可欠です。町長も、女性の声をまちづくりに生かすと示されており、今、意見を集めている最中かと思います。この意見が11月には集約されまして、またまちづくりに生かされることと思っております。ようやく一步先進したということをうれしく思っております。今後さらに発展していくことを期待いたします。

国富町には多くの優れた女性人材がいます。その力を生かさないのは大きな損失です。行政、地域、そして町民一人一人が力を合わせ、誰もが安心して暮らせる国富町を築いていきたいものです。共に土壤づくりをしていきたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。眞の男女共同参画の実現のために取り組まなければならない課題について伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　総合戦略課長。

○総合戦略課長（山下　玲君）　本町では男女がお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指してきましたが、眞の男女共同参画社会の実現にはなお幾つかの課題があると認識しております。

まず一つに、依然として男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割意識が残っており、家事、育児、介護の負担が女性に偏りがちであること。次に、就労や経済活動において、非正規雇用や低賃金の割合は女性が高く、管理職や意思決定の場における女性の参画が十分でない。また、地域活動や審議会などにおける女性の参画が限定的であることが挙げられます。

さらに、DVやハラスメントなど、暮らしの安全や人権に関する課題、次世代への平等意識教育や性的マイノリティへの理解促進なども重要な課題と考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　井戸川議員。

○議員（1番　井戸川紀代子君）　課長の答弁にありましたように、私たちの社会は依然として男性はこう、女性はこうといった固定的な意識が根強く、そのことが推進の妨げになっています。

また、課題の一つに、管理職や意思決定の場においての女性の参画が十分でないとありました。本町の女性審議会委員を見ていると、全体の28.1%で、県平均よりは僅かに上回っていますが、理想は30%以上です。黄金の3割理論が示すように、女性の参画は3割を超えてこそ実質

的な効果が現れると言われています。本町においても、その水準を目標として取り組んでいただきたいと思います。

また、本町の女性管理職登用も同様です。現在、本町における女性管理職の割合は、6.3%にとどまっています。先ほど黄金の3割理論と言いましたが、女性が3割以上参画して初めて意思決定の場に実質的な影響を与えるとされています。国や県でも、この3割を目標に登用を進めしており、本町においても目指すべき大きな指標です。管理職に女性を登用することは、単に数を増やすことだけではなく、多様な視点を政策や業務に反映し、組織の力を高めることにつながります。町として女性人材の積極的な登用を進め、将来の国富町を支える組織づくりをお願いしたいと思います。時間がかかるかもしれませんけれども、一歩ずつ前へ進めることが重要です。

また、重要な人権侵害であるドメスティックバイオレンスについての課題もありました。ドメスティックバイオレンスは、女性の3人に1人、男性の5人に1人が被害に遭う深刻な課題です。命に関わる事例や児童虐待との関連もあり、啓発はもちろんのこと、相談体制の充実が求められます。

男女共同参画の課題解決は、制度だけでなく意識と行動を変えていくことです。先ほども申しましたが、推進には時間がかかるかもしれません。しかし、一歩一歩の積み重ねが必ず町の力になります。町民と共に進めていただきますようお願い申し上げます。

また、男女共同参画は、特定の部署だけでなく、役場全体の施策に関わります。庁内を横断的に推進し、課題解決に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次の質問に移ります。

地域における男女共同参画社会の推進に向けての町の役割を伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総合戦略課長。

○総合戦略課長（山下 玲君） 本町におきましては、男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できるために、行政機関として町が果たすべき役割は大きく3つあると考えております。

まず第1に、意識啓発の推進役としての役割です。例えば、町民一人一人が固定的な性別役割にとらわれず、共に支え合う意識を持てるよう、講演会やワーク・ライフバランス推進の取組、学校や地域での学習機会の提供などを通じて、理解促進を図るなどが挙げられます。

第2に、相談・支援体制の整備役としての役割です。DVや職場でのハラスメント、家庭や地域での困り事について、安心して相談できる窓口として、関係機関と連携しながら早期対応や被害防止に努めることです。

第3に、町民や団体との共同の推進役としての役割です。こちらにつきましては、くにとみブリッジをはじめとします地域活動団体と連携し、総合町民祭との啓発活動や若い世代を対象とし

た取組を推進し、支援し、住民主体の活動を広げていくことも大切な役割だと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 井戸川議員。

○議員（1番 井戸川紀代子君） 男女共同参画には法律があり、基本計画があり、国や県、本町におきましても、社会全体で取り組むべき最重要課題とその中では位置づけられております。しかし、業務の成果が見えにくかったり、取り組み方が分からぬなどあります。しかし、難しい、分からぬの問題ではなく、法律に基づいた政策として進める必要があるかと思います。行政が役割を果たしつつ、私たち町民と共に推進していくことが大切かと思います。

続きまして、男女共同参画への理解を進めるための職員研修について伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総合戦略課長。

○総合戦略課長（山下 玲君） 男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するためには、まず町の職員自らがその理念を理解し、業務に反映させていくことが必要であると考えております。このため、職員を対象とした男女共同参画や人権尊重に関する研修が必要かと思いますが、近年は実施ができておりません。職員研修を所管する総務課との連携や、宮崎県男女共同参画センターが実施します無料の講師派遣事業等の活用を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 井戸川議員。

○議員（1番 井戸川紀代子君） 研修は行われていないということですけれども、推進の第一歩はやはり職員の意識改革になるかと思います。研修を通じて理解を深め、施策や日常業務に反映させることが、住民サービスの向上にもつながります。さらに言いますと、研修は1度だけでなく、毎年継続的に行うことが重要です。

私は二十数年、男女共同参画に関わっています。一回学んだから終わりではなく、繰り返し繰り返し学ぶことで、意識や行動が根づいていくものと実感しています。

男女共同参画は人権であり、人権は地方自治の根幹を成すものです。持続可能な社会づくりや地域の活性化のためにも、研修をぜひ実施していただきたいと強く要望いたします。

以上をもちまして、男女共同参画についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（穂寄 満弘君） 続けてください。

○議員（1番 井戸川紀代子君） 続きまして、放課後児童クラブについての質問に移ります。

各児童館の登録者数と学年別の人数をお伺いします。

○議長（穂寄 満弘君） 津留福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それではお答えいたします。

町長の答弁にもございましたけれども、昨年度3月末時点の登録者合計は151名となっております。

この児童クラブごとの内訳を申し上げますと、中央児童館が42名、森永児童館が25名、木脇児童館が44名、八代子どもセンターが40名でございます。

また、学年ごとの内訳を申し上げますと、1年生が47名、2年生が43名、3年生が38名、4年生が9名、5年生が10名、6年生が4名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 井戸川議員。

○議員（1番 井戸川紀代子君） ありがとうございました。児童館は、放課後児童クラブも併設してあるということで、放課後児童クラブとしての役割と、学校から自宅に帰って児童館に再び遊びに来るといった2つの機能を持っており、多くの子どもが利用していることが分かりました。どちらを利用するにしても、放課後の児童生徒の居場所として大切な場所だと思います。夏休みも終わったばかりですが、長期休暇も利用できるということをお聞きしています。両親ともに働く家庭、またひとり親の家庭など、利用者からは非常に助かっているという声も多く聞いております。

続きまして、その多くの児童生徒が集う児童館ですが、活動内容はどのようなものかをお伺いいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それではお答えいたします。

活動内容についてのご質問でございます。

まず、小学校で通常の授業がある日、この日においては、学校から直接児童館に来て宿題をしていただいたり、皆さんで遊んでいただいたりして夕方まで過ごしていただいております。また、季節ごとに製作やイベントなどを行う日もございます。そして、夏休みなどの長期休業日、これにおいては、朝8時から夕方6時まで利用できます。同様に学習の時間を設けて宿題をしていただいたり、皆さんで遊んだりしていただいておりますが、1日の利用時間が長いため、児童厚生員が工夫をして、通常時よりも多くの製作やイベントなどを企画しまして、児童が楽しく安全に過ごせるようにしていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 井戸川議員。

○議員（1番 井戸川紀代子君） ありがとうございました。宿題をしたり、製作などを楽しんだり、お友達と遊んだりと楽しい時間を過ごしている様子が想像できます。長期休暇では答弁に

ありましたように、1日の利用時間が長いことから、通常より多くのイベントや製作を企画されているということですが、日数も長いことから、先生方の準備等もご苦労があるのではないかと思います。ベテランの先生が多いと聞いておりますので、これまでの経験を生かしておられるごと頗もしく思っております。これからも、利用する児童生徒が安全で楽しく過ごせることを願っています。

続きまして、放課後児童クラブの各学校への設置について伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それではお答えいたします。

各学校への新たな放課後児童クラブの設置についてでございますけども、まず各小学校の空き教室の状況でございますが、確認しましたところ、現在、特別支援学級などに使用しております、教室に余裕がない状況とのことでございます。また、別途敷地や建物を新たに確保することになりますと、建設費用などに多額の経費がかかってくる形になります。また、職員も新たに責任者や児童厚生員の数名の配置が必要になります。さらには、下校時間から午後6時までの時間に当てます補助職員を確保するという課題も出てきてまいります。このような課題がございますので、町としましては、引き続き現状の形で対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 井戸川議員。

○議員（1番 井戸川紀代子君） 様々なやれない理由があるかと思いますけれども、児童館は放課後や長期休暇における大切な居場所として機能しており、利用者からは助かっているとの声を多く聞きます。宿題や遊び、製作活動、イベントを通じて、子どもたちが安全で楽しく過ごせるよう取り組まれていることには感謝をいたします。

本町の児童館は、中央児童館、木脇児童館、森永児童館、八代の子どもセンターが設置されていて、多くの児童生徒が利用しています。しかし、中央児童館は本庄小学校から遠く、特に低学年の児童にとって安全面が心配で利用できない家庭もあります。来年、小学校入学に当たり、7歳の壁と距離の壁が目の前にあり、実際に仕事を続けられずに退職を検討する方もおられます。

放課後児童クラブについては、平成30年の議会で同様の課題が指摘されておりますが、現在まで解決には至っておりません。その時の回答として、下校ルートの安全対策については、ボランティア等の支援もいただくなどして、現状を見守っていきたいということでした。それから約8年が経過していますが、実情何も変わっていません。

町として実際に困っている家庭があることはご存じでしょうか。この現状をどう感じておられるのでしょうか。

こういった例もあります。私は一丁田、仮屋原に向かって帰る子どもさんたちをよく見かけます。真夏は日中で一番気温の高い中、頭に大汗をかき顔を真っ赤にして下校しています。その子どもさんの中の一人の母親と話しました。その母親は、児童館が学校の近くにあれば利用するけど、遠いから行かせられないと言われています。確かに中央児童館から一丁田、仮屋原は遠いかと思います。

国富町子ども計画でも、放課後児童クラブの充実が掲げられており、地域の声を取り入れながら環境改善を進める必要があります。学校に余裕がなければ設置は難しいかもしれません、当事者の声を聞いていただき、みんなで知恵を絞り、行政としての支援策を考えていただきたいと思います。子どもたちが公平に利用できる環境整備は、子育て支援の基盤であり、安心して暮らせるまちづくりにも直結します。前向きで早急な検討をお願いいたします、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（穂寄　満弘君）　井戸川議員。

○議員（1番　井戸川紀代子君）　メディア・リテラシーについては質問はございません。国富町の子どもたちの健全な育成のために、メディア・リテラシー教育を一生懸命やっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（穂寄　満弘君）　これで、井戸川紀代子君の一般質問を終結します。

午前10時10分休憩

午前10時23分再開

○議長（穂寄　満弘君）　休憩を閉じ、再開いたします。

次に、近藤智子君の一般質問を許します。近藤智子君。

○議員（12番　近藤　智子君）　おはようございます。公明党の近藤智子です。本日も早朝より、足元の悪い中、多くの傍聴の皆様にお越しいただきました。大変にありがとうございます。さて、今年は終戦から80周年を迎えました。国民の多くが直接の経験としての戦争を知らず、記憶としての戦争を受け継ぐ時代を生きています。また、戦後80年は被爆80年の節目であることを忘れてはなりません。国内では、核武装を正当化するような声が一部にあります。核兵器不拡散条約を水準する日本では、非現実的な議論と言わざるを得ません。公明党は核保有に断固反対します。唯一の戦争被爆国だからこそ知る被爆の実相を国内外の若い世代に伝え、平和への取組の機運をさらに高めることが重要です。

戦争の悲惨さや核兵器の非道性を直接体験した被爆者や戦争体験者の高齢化が進んでいますが、数多くの証言は、平和の意味を次世代に伝えることに大きな力を發揮しています。今こそ平和の心、命の尊厳を守り抜く決意、人間を信じる力、対話と共生を求める願いを社会全体で継承していかなければなりません。

広島県は8月6日の原爆の日、長崎県は8月9日の原爆の日に、小中学校を平和の日登校日として、平和について考える機会が設けられています。夏休み期間中に当たりますが、特別な登校日として、各学校で平和学習を行っています。核兵器を戦争の抑止にという声があります。本当に恐ろしいことあります。広島・長崎ではなく、全国の小中学校で平和の日を設けて、平和学習を行ってほしいものです。

それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして質問いたします。今回の質問は4本です。

1問目は、農業行政について質問いたします。

近年の自然災害や猛暑の影響で収入減が大きく、農家の方から安心して農業を続けられないという切実な声を聞きます。自然災害による損害を補償する農業共済制度は創設されていますが、暑熱対策については適用ないようあります。夏は毎日24時間扇風機を稼働するので、電気代は通常の4倍、新たに設置するミストシャワー代は高額で設置できなく、ごまかしの手作りのミストシャワー、餌に栄養剤を混ぜて体力を補強するなど、この異常な暑さの暑熱対策に本当に苦労されているようです。このような農家の暑熱対策の助成はできないか伺います。

2問目は、保育行政について伺います。

親の就労時間を問わず保育施設を利用できることも誰でも通園制度が、2026年4月からスタートします。子どもが同世代と接する機会を得て、発育を促すだけでなく、親が保育者と関わることで、育児負担の軽減や孤独感の解消につながることが期待されています。この、子ども誰でも通園制度の具体的な内容を伺います。

3問目は、不妊治療助成について伺います。

2022年3月まで、不妊治療において保険適用は一部の治療しかなされておらず、体外受精や顕微授精など、高額な治療は特定不妊治療制度に頼る必要がありました。2022年4月より、保険適用の範囲が広がったことで自己負担は3割に抑えられました。しかし、個人差はありますか、1回の治療で妊娠することは厳しく、3回、4回と数回に及ぶこともあります、経済的な負担も大きくなります。経済的負担を軽減するために、自治体によっては自己負担額を助成しているところが増えています。本町も、不妊治療の自己負担額を助成できないか伺います。

最後に、教育情勢について伺います。

平成28年度から夏休みに、小中学校生を対象に、退職された教師の方や大学生を中心になつ

て、無料で補習教室を開催されていました。子どもたちにとっては、夏休みに苦手な教科を勉強したり、夏休みの宿題を友達と一緒にしたりと、大変に好評だったと聞きます。しかし、コロナ以降開催されていないようあります。再度、補習教室の開催の予定はないか伺います。

以上で、壇上の質問を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。町長。

○町長（日高 利夫君） それでは、近藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、暑熱対策における町助成についてあります。

本町における農業分野の暑熱対策につきましては、現在、独自の助成制度は設けておりません。しかしながら、夏場の高温による農作物や家畜への影響が年々大きくなっていることは十分認識しております。農業経営の安定のためにも、重要な課題であると考えております。

現在、国や県におきましては、換気装置や遮光資材、冷却機器の導入などを支援対象とした補助事業が実施されていますので、まずは、これらの制度を生産者に周知し、活用いただけるよう努めてまいります。

本町独自の助成につきましては、生産者のニーズや他市町村の取組、財政状況を踏まえつつ、今後の検討課題として研究してまいりたいと考えております。

次に、こども誰でも通園制度についてあります。

来年度から施行されますこども誰でも通園制度は、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、支援を強化するために創設された新たな制度で、保護者の就労の有無に関係なく、保育所等を利用できる制度であります。

対象者は、保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満で、一月当たり利用可能時間数は10時間以内が目安となっております。また、利用料の目安は1時間当たり300円となっており、詳細な制度設計はこれから国の目安を参考に、各自治体が来年3月までに基準条例を制定することとなります。

なお、町内の保育所等では、この新制度と共通点の多い一時預かり保育を依然から実施されており、新制度の施行と相まって、保護者の選択肢の幅が広がり、利便性の高まりが期待されます。

今後の町の対応といいたしましては、町内保育所や認定こども園の意見を聞き取るとともに、県内自治体の制度設計の状況などを総合的に勘案した条例案を検討中であり、この制度の仕組みや申込みシステムなどの周知を図って、利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、不妊治療助成についてあります。

国の令和3年社会保障・人口問題基本調査によりますと、不妊に関わる検査や治療を受けたことがある夫婦の割合は22.7%に上っているとのことであります。令和4年3月までは、不妊の原因を明確にするための検査や症状の治療のみに医療保険が適用され、人工受精や体外受精な

どは医療保険の適用対象外がありました。

令和4年4月からは、それまで医療保険適用外であった人工受精や体外受精などの治療が医療保険適用となり、不妊治療対策は大きく前進したものだと思います。しかしながら、全額自己負担が3割負担になったとはいって、不妊治療に必要とされる医療費は高額であり、自己負担額も高額療養費制度の限度額を超える額となる場合も多いようです。

個人差はありますが、一度の治療で妊娠することは厳しいなどの現状もあるようであり、精神的にも経済的にも負担が大きいのではと推察いたします。安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを図るためにも、自己負担額の助成については、何とか前向きに検討していくたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　教育長。

○教育長（荒木　幸一君）　それでは、夏休みの補習教室についてのご質問にお答えいたします。

夏休みの補習教室は、小中学生を対象に、平成28年度からコロナ禍前の令和元年度まで、夏休み中に5日間程度の日程で実施しておりました。町内の退職校長会の方々が中心となって講師を務めていただいておりましたが、その方々もご高齢となり、コロナ禍前と同じような形での補習教室の実施は難しいと考えます。

一方で、今年度、八代中学校では、地元出身の大学生を講師として、中学1、2年生を対象に補習授業を行っております。こうした大学生等を募って、小中学生の補習教室等を実施するのも一つの方法と考えますので、大学にも相談して、実施の可否について検討してみたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　補足答弁はありますか。

近藤議員、質問を続けてください。近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　まず最初に、農家の猛暑に対する暑熱対策について伺います。

今年は、猛暑と言うより酷暑と言ったほうがいいくらいの暑さであります。人間も冷房の中では過ごせないと危険であると、熱中症警戒アラートが毎日のように発令されていました。牛や豚、鶏などの家畜、本当に大変な暑さだと思います。

2025年、今年ですね、6月1日に労働安全衛生規制が改正施行されて、熱中症対策が事業者に対して義務化されました。この義務化に違反した事業者には、罰則も科されているようあります。また、この暑熱対策には補助金もあるようですが、熱中症のリスクのある作業を行う事業者が対象であります。残念ながら、農業に対しては対象になっていません。

ここでお聞きしますけど、農業における暑熱対策は具体的にどのようなものがあるか伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 春元農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それでは、近藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

近年の夏季高温は、作物の生育や品質への影響、それから家畜の生産性低下など、影響が出ているものが多いことから、対策が急がれる状況になっております。

作物分野、とりわけ施設園芸におきましては、施設内に換気装置や細霧冷房機器などの設置をするほか、ハウスの屋根の部分を覆い光量の軽減等をする遮光塗布剤や資材などを活用して、ハウス内の温度上昇を抑える対策が行われております。また、品目によっては、暑さに強い品種の開発も進んでいると聞いております。

一方、畜産の肉用牛においては、大型扇風機やミスト噴霧器などの機器設置による牛舎内の換気や牛体の冷却のほか、牛舎の耐熱化や屋根の二重化、屋根部分への遮熱資材の塗布や散水による牛舎内温度の上昇を抑える対策が行われています。

なお、肉豚や養鶏の暑熱対策につきましては、臭気や家畜防疫の観点から、ある程度閉鎖された畜舎で飼養管理されておりまして、換気装置や空調設備等が建設段階で設置されるなど、地域の実情に合わせて暑熱対策が行われているところが多いと聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 今、言われました暑熱対策ですけど、国・県の補助事業というの、その中にあるのか伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それではお答えいたします。

国においては、近年の猛暑への対応として、高温耐性品種の導入や遮光資材、細霧冷房などの施設整備に活用できる産地生産基盤パワーアップ事業などがあります。また、県におきましては、みやざきの養鶏産業支援事業におきまして、養鶏農場の暑熱対策等を支援しております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 今、言われました、国の産地生産基盤パワーアップ事業、また、県のみやざきの養鶏産業支援事業の暑熱対策、養鶏場の暑熱対策、具体的には、どういうのがあるのか伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） 国の産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、地域の営農戦略に基づいて実施される産地の高収益化に向けた取組や、園芸作物の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援する事業となります。かなりメニューがたくさんございまして、本

町におきましては、これまでハウスの整備、それからヒートポンプの導入などに取り組んでいるところであります。

また、県のみやざきの養鶏産業支援事業につきましては、今年度新設された事業になります。養鶏産業の生産基盤拡大及び販路拡大に係る活動を支援する事業となっております。現在のところ、本町におきましては、この事業について要望等は上がっておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 今、お答えがあった暑熱対策は、やっぱり大きな収益のある事業とか、大きな施設をされるところの補助事業だと思います。なかなか小さな農家の家畜とか、いろいろな鳥、豚、そういうところの暑熱対策の事業は、先ほど町長もお答えがありましたけど、ないということではありますけど、だからといって本町がそのまましているわけではないだろうと思うんですけど、本町の具体的な暑熱対策の取組というのは、今、どのようなのがあるか伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） お答えいたします。

今ある町の補助事業で、暑熱対策に活用できる事業というのはありません。現在、県の普及センター職員やJAの指導員などの技術員にて、暑熱対策に効果のある資材の試験研究が行われているような状況です。資材ごとに一長一短あるようで、判断が難しいと聞いておりますけれども、効果的な資材等がありましたら、導入・普及に向けた取組を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） まだまだ本町の暑熱対策については、まだまだ今から研究段階ということだと思います。本当に、これからだんだん、もう来年ももっと暑くなるんじや、この異常な天気ですね、暑くなるんじやないかなと思っています。本当に農家の人は大変だな、改めて思います。夏は夏、冬は冬で、それぞれの対策が必要になるかと思います。

最後にお聞きします。いつも農業対策、農業のことを質問されるときは、最近の農業従事者の推移を伺うということでお聞きされています。担当課長はもううんざりされているかと思いますが、ちょっとそこでお伺いしたいと思います。最近の本町の農業従事者の推移を伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それではお答えいたします。

農林振興課調べになりますけれども、直近3か年における基幹的農業従事者の戸数、それから平均年齢についてお答えしたいと思います。令和4年が907戸、67.1歳、令和5年が

896戸、66.9歳、令和6年が883戸、67.2歳となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 農業従事者ですけど、少しづつ、今、3か年のを聞いたら少しづつ減ってきているけど、やっぱり高齢化が進んでいますよね。もう本当に、町長答弁もありますけど、もう本当に生産者のニーズや他市町村の取組、財政状況を踏まえつつ検討するとありました。本当に、本町の基盤産業は農業であります。農業を守るために、農業従事者が少しでも安心して農業が続けられるようにしていただきたいなと思っています。

今朝の宮日新聞の一面に、すごい、すごいショッキングなというか、農地後継者10年後に未定という、これは17都道府県で5割超えということで、本当に農地後継者、もう農業する人がいないということで書いてある、若干読んでみたいと思います。

農林水産省は9日、10年後の後継者が決まっていない農地が17都道府県で5割を超えたとの調査結果を公表したと。西日本に多く、徳島と香川、沖縄は7割に達した。全国平均31.7%、本県は23.6%だった。このままでは耕作放棄地が広がる懸念があり、農地の集約化などの対策が急務だと。小泉大臣が、下のほうですけど、本県は23.6%で、そこまでないんですけど、本町はどのくらいかちょっと、調べていらっしゃらないと思うんですけど、小泉大臣は9日の閣議後、記者会見で、耕作者のいない農地が解消されるように積極的に取り組むと強調。さらに、今後5年、農業構造転換の集中対策期間と位置づけ、通常の予算とは別で、事業費確保も検討するということで、これは農地で、遮熱対策ではないんですけど、これはもう全般に言えることだと思います。本当に今から先の10年後を見据えた、本当に農家の人が安心して農業が続けられる、畜産とか養豚とか養鶏もそうですけど、安心して続けられる、国もこうやって危機感を持っていますけど、本町は基幹産業が農業ですので、ぜひ本町独自でも、予算があるから大変だと思うんですけど、ぜひ、そういう、農家に優しい施策を、いろいろ補助金はあると思うんですけど、これから先、遮熱対策にもぜひ検討していただきたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に行きます。次に、こども誰でも通園制度について伺います。

こども誰でも通園は、保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満の未就園児が対象であります。今までの保育園というのは、保育に欠ける乳幼児が家庭に代わって保育するのが目的であります。しかし、親の就労に関係なく利用できるようあります。短時間ではありますが、地域のつながりの希薄化が進む現代、育児不安や孤独感を抱えながらも、悩みを誰にも相談することができないお母さんに、保育園と関わりを持つことは大変よいことだと思います。2025年、条例化され、今年ですね、2026年には、全ての自治体で実施されるようあります。本町の

全ての保育園での利用が可能なのか伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　津留福祉課長。

○福祉課長（津留　慎義君）　それではお答えいたします。

町内の保育所等における、こども誰でも通園制度の利用についてでございます。

これは、法令に基づきまして、来年4月から国全体の制度として施行されるものでありますから、全ての保育所等で実施体制を検討しまして、実施する場合には、自治体に認可の申請を行うことになります。

なお、この制度による子どもの受入れの実施方式については2種類ございまして、一つは一般型、もう一つは余裕活用型と言われるものになります。

まず、一般型については、定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設け、専属の保育士を配置して受入れを行う方式になります。もう一つの余裕活用型、これについては、各保育所の利用定員数に満たない場合に、定員の余裕枠これを活用して受け入れる方式でございます。

町内保育園の現時点でのお考えをお尋ねしましたところ、全て余裕活用型での認可申請を町にする方向で考えておられるようありますので、本町においては、全ての保育所等で利用できることになるのではというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　全ての保育園が余裕型ということですけど、今、保育士の人手不足、全国的な社会問題であります。低い賃金、業務の責任の重さや事故への不安、休暇の取りにくさ、人間関係の悩み、これは保育園全般の保育者の悩みですね。先ほど課長がお答えになつた余裕型ということですけど、保育園の定員、施設、保育士の補充ということは大丈夫だということですけど、きちんと、もちろん対応はできるのか、もう一回、伺いたいと思います。

○議長（穂寄　満弘君）　福祉課長。

○福祉課長（津留　慎義君）　それではお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現時点においては、町内保育園全てにおいて、余裕活用型を採用する方向で考えておられるようございます。でありますので、現行の人員や現行の設備の範囲内で対応することになろうかと思っておりますので、このこども誰でも通園制度、これを実施するに当たっての施設の拡充や人員の補充ということはないのではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　この制度がスタートしないと、またいろんな問題が出てくる

と思うので、それ以降だと思います。

先ほど町長答弁にもありましたけど、一時預かり保育を以前から実施されていると言われました。こども誰でも通園制度と一時預かり制度との違いをちょっとお尋ねしたい。

○議長（穂寄　満弘君）　福祉課長。

○福祉課長（津留　慎義君）　それではお答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、こども誰でも通園制度の対象者は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満、そして一月当たりの利用可能時間数ですけども10時間以内で、1時間当たりの利用料が300円、これが国の示している目安となっております。

一方、町内の保育所等が以前から実施をされております一時預かり保育、これについては、町内の未就学児の全てが対象となっております。また、一月当たりの利用可能日数は14日以内というふうになっておりまして、利用料が最大で0歳児が1日預かりで2,500円という形になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　ありがとうございます。私もちょっと一時預かり保育の認識があまりなかったんですけど、今お聞きしますと、こども誰でも通園制度よりも利用時間も利用料も年齢もんですけど、大変よいようあります。この一時預かり保育はいつから実施されているのか、目的と利用状況を伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　福祉課長。

○福祉課長（津留　慎義君）　それではお答えしたいと思います。

町内の保育所等が以前から実施されておりますこの一時預かり保育の利用状況についてでございますけども、確認しましたところ、令和6年度の実績になりますけども、町内全体で47名の方が利用されておりまして、利用の延べ日数が524日というふうになっております。また、この利用の仕方としましては、正式に入園する前の、一般的に言われております慣らし保育として利用される方がほとんどであるというふうなことでございました。

なお、この一時預かり保育の開始の時期でございますけども、正式な開始時期は不明でございますけども、町内、かなり以前から実施をしていただいているというふうに聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　ありがとうございます。しかし、こども誰でも通園制度と、また一時預かり保育とは目的が若干違うと思います。来年から国が法制化してするんですけど、スタートします。町長答弁もありましたけど、今からということで言われましたけど、来年の

4月からですから、もう今からどんどん周知というのをしていかないと、いきなりぱっと言われても、子どもさんを持っている親御さんは大変だと思うんですけど、この周知というのは、今からどのようにされるか、計画を伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　福祉課長。

○福祉課長（津留　慎義君）　それではお答えしたいと思います。

町長の答弁にもありましたとおり、今後の町の対応としましては、町内保育所や認定こども園の意見を聞きながら、国の目安も参考にして、県内自治体の制度設計の状況も総合的に勘案して、本町の基準条例を制定していくことになりますけども、制定します条例の規定が本町の制度利用の基準となりますので、条例制定後に速やかに周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

この周知につきましては、各保育所等を通じての連絡をはじめ、町のホームページや広報紙への掲載を行うとともに、先月から運用を始めましたスマートフォンアプリであります親子手帳アプリ、これでも案内するなど、あらゆる機会や媒体を使いまして広く行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　全てのお母さん方が、ああ、知らんかったわということのないよう、周知をぜひよろしくお願いいいたします。

こども家庭庁によりますと、2023年の時点で、保育施設に通っていない3歳未満の子どもの数は全体の、まあ、3歳未満ですからね、全体の約6割に当たる134万人。制度の利用により、子どもが同世代と接する機会を得て、発育を促すだけでなく、親が保育者と関わることで育児負担や軽減、孤独感の解消につながるとも期待されているとあります。本当に今は、お母さんが一人で育てて孤独感を持っていらっしゃる。そして育児不安を、放棄をされていることもたまにニュースで上がりますので、こういうのをどんどん使っていただいて、安心して子どもが育てるようにしていただきたいなと思います。この、こども誰でも通園制度を終わります。

次に、不妊治療助成について伺います。

町長答弁に、前向きに検討していきたいというお答えでした。ありがとうございます。令和4年4月から不妊治療の保険適用が大きく拡大されました。令和4年3月まで、不妊治療において保険適用は一部の治療しかなされず、体外受精や顕微授精など、特定不妊治療助成制度に頼る必要がありました。しかし、保険適用の範囲が広がったことで、自己負担額は3割に抑えられました。これにより不妊治療に係る経済的負担が大幅に軽減されるだけでなく、不妊治療に対する敷居が下がったことで、より幅広いニーズをすくい上げることができるようになったとあります。

そこで、この保険適用は全ての不妊治療ではないんですね。保険適用の不妊治療の種類及び条件を伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　横山保健介護課長。

○保健介護課長（横山　香代君）　保険適用となった不妊治療の種類及び条件についてお答えいたします。

国の審議会で審議された結果、有効性・安全性が確認され、保険適用対象として追加された治療は、一般不妊治療のタイミング法、人工受精、特定不妊治療の生殖補助医療であります体外受精、顎微授精、男性不妊手術などがあります。人工受精などは治療回数に制限はありませんが、体外受精及び顎微授精には年齢及び回数に制限があります。年齢制限は、治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること、回数制限につきましては、1子ごとに妻の治療開始年齢が40歳未満は6回、40歳以上43歳未満は3回までとなっております。

なお、制限を超えた治療につきましては、医療保険適用外ですので、自由診療となり全額自己負担となります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　年齢とか回数の制限はありますが、先進医療以外の不妊治療が保険適用されるとあります。最近は、第1子だけでなく、第2子も不妊治療を受けられて、妊娠される方がおられると聞きます。保険適用が少子化に大きく貢献しているのではないかでしょうか。

そこで伺います。保険適用になってからの宮崎県不妊治療助成支援事業により、助成を受けた町内の申請件数が分かりましたら伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　保健介護課長。

○保健介護課長（横山　香代君）　保険適用後の、県の不妊治療助成事業を受けた人数についてお答えいたします。

県によりますと、宮崎県不妊治療費支援事業により助成を受けた本町の申請件数は、令和5年度が延べ件数9件、うち先進医療を併用したものが6件、助成を受けてもなお自己負担額があつた件数が4件であったとのことです。令和6年度は延べ件数22件、うち先進医療を併用したものが7件、助成を受けてもなお自己負担額があつた件数が11件とのことでした。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　もう早速、保険適用で治療される方がいらっしゃると思います。個人差は、先ほどもありますけど、不妊治療の回数とか、治療の内容によっては保険適用の

高額医療制度を使ったりとか、いろんな助成を使ってもなかなか個人での負担額が大きいと思います。この個人での負担額を、県内自治体では保険適用個人負担額を助成している自治体がたくさんあります。全部ではありませんけど、どのくらいある保険適用の助成をしているところがあるか、そしてまた本町の保険適用になっていない不妊検査費用の内容を伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 保健介護課長。

○保健介護課長（横山 香代君） では、自己負担額を助成する県内自治体の状況についてお答えいたします。

自己負担額の助成につきましては、自治体によって内容が違ってはいますが、26市町村中17自治体が助成を実施しております。また、医療保険適用となっていない不妊検査費を助成している自治体は、本町を含め11自治体あります。本町の不妊検査費助成事業の内容は、夫婦ともに検査を受けていること、検査開始時の妻の年齢が43歳未満であることなどの条件の下、夫婦一組につき1回上限3万円を助成しております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 26市町村で17ということは、本当に半分以上が助成しているということですので、すごいなと思っています。

本町は、保険適用以前に、平成26年4月から国富町不妊治療費助成事業というのを独自でやっていました。保険適用になります令和4年3月まで行っていました。具体的な助成事業の内容と、どのくらいの方が利用されたか伺って、どのくらいの方の出生数があるかちょっと伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 保健介護課長。

○保健介護課長（横山 香代君） では、本町の保険適用以前の助成内容についてお答えいたします。

令和3年1月改正後の国富町不妊治療費助成事業の概要ですが、助成の対象治療は、タイミング法や人工受精などの一般不妊治療と、体外受精、顎微授精、男性不妊治療などの特定不妊治療で、県の特定不妊治療助成金の給付を受けた者になっておりました。

助成額は、一般不妊治療が自己負担分の上限20万円、特定不妊治療が自己負担分から県の助成額を差し引いた額に対して、1回上限10万円です。助成回数は、一般不妊治療は回数制限はありませんが、特定不妊治療は妻の治療開始時年齢が40歳未満は1子につき6回まで、40歳以上43歳未満は3回までとなっていました。

なお、令和3年1月以降の所得制限は撤廃されております。

また、その平成26年度から経過措置を含めた令和4年度までの9年間の国富町の不妊治療助成実績は、累計で、実質人數で78名、累計助成金額が987万2,192円、9年間の出生人

数981名のうち、41名が不妊治療の末の新たな命となっています。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。41名の方が不妊治療助成を受けて誕生した。すごくありがたいことだと思っています。

この不妊治療の保険適用にもメリットとデメリットがあります。

メリットは、先ほど言っていますが、高額だった治療費が保険適用で3割負担に、経済的負担が下がったということで、早くから不妊治療に取りかかるカップルが増えたということと、また、第1子だけでなく、第2子以降の妊娠・出産を検討できるようになったということです。

デメリットは、これまでのような患者に、それぞれに合った治療が難しくなった。これまであった助成制度を使わない、不妊治療に使えないということですね。だから、標準的な治療が原則とされたということです。

また、保険診療や先進医療等、認められない治療を必要とする場合は、自己負担が増加するケースが出てくるということで、なかなか厳しい状況であります。この保険適用以前の国富町不妊治療費助成事業を、先ほど町長も答えられた、保険適用の自己負担助成に組み替えることはできないか、ちょっと伺います。再度伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 保健介護課長。

○保健介護課長（横山 香代君） 現在は、医療保険が適用となり、自己負担額も変わっておりますが、個々により状況は異なりまして、県の助成を受けてもなお経済的負担、精神的負担は大きいものがあると考えます。

不妊治療に対する助成につきましては、実績を参考に現状を踏まえつつ、町長答弁にもありましたように、前向きに検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。前向きな検討をお願いしたいと思います。

私は、議員になりました最初の一般質問、平成25年の第2回定例会で、国富町独自の不妊治療を訴えました。ちょうど選挙期間中にある青年の方から「不妊治療にお金がかかる」と、「ぜひ助成をしてもらいたい」というお声を聞きまして、まだ議員にもなっていないときでしたんですけど、第1回の議会の新人のときに質問をしました。

当時、県内の自治体で不妊治療の独自の助成を行っていたのが新富町でした。もう本当に新富町の役場に電話をしまして、内容を聞きまして必死に原稿を書き、今の新人議員の人がドキドキ

されていると思うんですけど、私も新人のときがありましたのでドキドキしながら質問しました。

どんな答えが返ってくるかなと思いましたら、当時の河野町長から「前向きに検討します」と答えていただきまして、次の年の予算にこの不妊治療費が予算化されました。本当にうれしかったです。それからもう今9年ぐらいたっているんですけど、今お答えを聞いたときに、たくさんの新しい命が生まれているんだなと改めて思いました。

本当に先ほど言いましたけれど、保険適用の助成を町長も「前向きに検討する」と言われましたので、ぜひお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

不妊治療については、以上で終わりたいと思います。

最後に、無料の補習授業について伺います。

コロナ禍以前のような形での補習教室は難しいというお答えでした。ですけれど、今年の8月、今年度は八代中で地元出身の大学生を講師として補習授業をされているようです。きっと私が思うには、好評だったのではないかなと思っています。

平成28年度から4年間開催されていました補習授業の具体的な内容、受講生の人数とか分かりましたら教えてください。

○議長（穂寄　満弘君）　三好教育総務課長。

○教育総務課長（三好　秀敏君）　夏休みの補習教室は、町内の知のシルバー人材等を活用し、学習意欲のある小中学生を対象に学校授業の補習指導を行い、学習機会の確保と基礎学力の向上を目的として、平成28年度からコロナ禍前の令和元年度までの4年間、町改善センターや森永公民館など、年度により異なりますが、町内2会場から4会場の5日間程度の日程で退職校長会の方々を中心に実施してきました。

小学5、6年生と中学1年生を対象としまして、教科は算数、数学、英語で、子どもの教科書や学校からの課題を使い、習得が不十分な内容を指導しておりました。述べ数になりますが、補習教室の参加者数は、各年度100名から120名で、講師数は30名から60名となっております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　すみません、今お答えがあった知のシルバー人材というのは、どういうのかちょっと教えてください。

○議長（穂寄　満弘君）　三好教育総務課長。

○教育総務課長（三好　秀敏君）　知のシルバー人材という言葉は、シルバー人材センターに登録している方で、豊富な知識や経験を持つ高齢者の方を指すということになっております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　ありがとうございます。4年間で年間120名、また講師も30名から60名ということで、本当になかなか年々増えていったんじゃないかなと思っています。

このコロナが始まりましたので、いろんなことがストップしました。コロナが落ち着いた段階で再開してほしいという声は上がらなかつたか、伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　教育総務課長。

○教育総務課長（三好　秀敏君）　再開してほしいような、そのようなお声は上がっておりません。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番　近藤　智子君）　ありがとうございます。少し残念ですね、声が上がらなかつたというのは。

今年の夏も本当に暑く、猛暑がありました。我が家にも小学生の孫が2人と、保育園に通う孫が1人います。昨年まで使っていたプールを出して水遊びさせようと思ったんですけど、暑くてテントを張っても親が熱中症になるぐらい暑かったです。公園に連れて行っても遊具が熱くて遊べない。家でゲームをしたりとか、またテレビを見たりとかして、だらだらとして過ごすことが多かったです。

20年以上前、私、我が家にも子どもが3人いました。夏休みには学校でプールがあつたりと子ども会で行事があつたり、またラジオ体操もありました。ラジオ体操が終わったらカブトムシを捕りに行つたりして、子どもたち同士で遊ぶ機会が本当に多かったです。

本当にこの暑い中、夏休みの補習教室というのは天国じゃないかなと、冷房の効いたところでみんなとワイワイする補習授業というのは、本当に子どもたちにとってはすごくよいことではないかなと私は思うんですけど、この夏休み期間に各学校での行事というのは今あるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（穂寄　満弘君）　教育総務課長。

○教育総務課長（三好　秀敏君）　各学校の夏休み期間の行事ということでございますが、町子ども会育成連絡協議会や地区子ども会主催によります行事等はありますが、学校での行事等はありません。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。行事もないみたいですね。

最近の小中学校は、夏休みに登校日もないというのを聞きました。びっくりしました。昔は「1」のついている日は登校日といって、みんなに会えると言って子どもたちが行ったんすけれど、登校日もないということです。夏休みの期間、学童とかいろいろあるとは思うんですけど、40日間一度も学校へ行かない子もいるということが本当に信じられません。

NPO法人第3の家族調べの調査では、新学期に対する10代の7割が「苦しい」と感じると言うんですよね。また、小中学校、新学期だから夏休み明けで7割が「苦しい」と。

また、これもマスコミでよく取り上げられますけれど、小中学生の自殺者は夏休み明けの9月に多いという傾向があると。まずは一人にならないでほしいと訴えるという記事がありました。本当にすごい時代だなと思います。夏休みに学校へ行きたくないのは宿題が残っちゃるからだきいというのはあるんですけど、苦しいということはなかったような気がします。

この無料塾については、平成26年の第3回定例会と平成28年の第2回定例会で質問しました。大分県の豊後高田市へ所管事務研修に行ったときに、学びの21世紀塾という無料塾について知ることができ、質問いたしました。そのときの原稿です。ちょっと読みたいと思います。

学びの21世紀塾は、5歳から中学生を対象に土曜日を有効に活用し、学習塾を開催されています。受講は全て無料、希望者は全員受講できます。

講師は、地域の主婦や元教員の方々、学力は大分県内で8年連続トップ、県平均で比べると全国3位になると言われています。少子化対策にもなっていて、全国の注目を浴びていますという原稿でした。

当時の豊田教育長より前向きな回答がありまして、平成28年8月から補習授業が始まったようです。成績を云々言うのはあれなんですけれど、やっぱり無料で塾に通えるということは本当にすごいことなんだと思うんですよね。それで勉強することによって、県内で常にトップで全国で3位ということはすごいと私も感動したことを覚えています。

これはなかなか言いにくいのではないかと思うんですけど、本町の小中学生の学力というのは今どのくらいなのか、分かる範囲でいいですので教えていただきたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 本町の小中学校の学力ということではありますが、毎年、小学6年生、中学3年生を対象に実施されます全国学力・学習状況調査によりますが、小学校は年度によってやや違いはあるものの、おおむね県平均レベルにあります。中学校につきましては、県平均をやや下回っているという状況であります。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。まだこの学びの21世紀塾を豊後高田市は続けていらっしゃるんですね。

大分合同新聞の記事に学びの21世紀塾が載っていましたので、これはすごいなと思ったので若干読ませていただきます。

県の学力調査で県内トップの成績を挙げている豊後高田市、10年前に教育のまちづくりを掲げ、その成果は全国の教育関係者から注目を集めると報じてあります。中でも、市の教育委員会・学校・地域が三位一体となって取り組む学びの21世紀塾は、毎年、県内外から50件前後の視察団が訪れるほどだと。

教員OBや塾講師、地域住民らが子どもたちに勉強を教える21世紀塾は、2002年にスタートしました。ということで、きっかけは、学校の完全5日制や授業時間の削減などゆとり教育に対し、子どもの学力低下を不安視する保護者の声、学ぶ機会を保障するためにと土曜日に講座を開設したのが始まりで、学校は施設を提供したり、教員や講師、住民がサポートに務めているということです。

当時は、ゆとり教育の中に逆行するという批判もあったが、河野教育長、当時の教育委員会の課長は、「学習塾に通わせる経済的に余裕のない家庭は歓迎してくれた」、と振り返るとあります。

学びの21世紀塾は23年、今年も今も続いているということなんですね。私がこれをもう一回してほしいというのは、やっぱり夏休みに子どもの勉強の場が欲しいというのと、あと貧困の差です。家庭的に裕福なところは夏休みも塾へ行ったりとか、いろんなことができるんですけど、なかなか厳しいところは家でゲームをしたりとかテレビを見たりとかすることしかできない。やっぱり今も言われています貧困の差が出てくると。

それが今度は成績の差になって、それがだんだん負の連鎖になってくるのではないかなど、すごく思っています。学力が上がるが目的ではありませんけれど、そういう場を設けて勉強をするのも町が何か形としてやることによって、子どもたちが安心して夏休みとあつたら冬休みもあってもいいと思うんですけど、補習とか、そういうのを設ける場をコロナ前はやっていましたので、ぜひしていただきたいなと思っています。

先ほど教育長の答弁もありましたけれど、八代中はやったということ、中学生ですけれど、やっているっていうことはすごいことだと思うんですよね。やっぱり何かやらなくちゃいけないっていうのがあるのかもしれません。

答弁にもありましたけれど、大学の学生をということあります。また、知のシルバー人材というのも本町にはいらっしゃるみたいですので、いろいろ検討していただいて、また再度、補習授業をしていただきたいなと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（穂寄　満弘君）　これで、近藤智子君の一般質問を終結します。

○議長（穂寄　満弘君）　ここで暫時休憩といたします。次の開会を11時40分といたします。

午前11時25分休憩

午前11時38分再開

○議長（穂寄　満弘君）　休憩を閉じ、再開いたします。

次に、谷口勝君の一般質問を許します。谷口勝君。

○議員（11番　谷口　勝君）　皆様、こんにちは。三名の谷口です。傍聴の皆様、お忙しいところ、また雨の中ありがとうございます。

今日は幾分涼しいようですが、昨年にも増して猛暑が続いています。最高気温が40°Cを超えるニュースを聞いても、さほど驚かなくなってしまいました。屋外での作業の方々は大変だったことでしょう。このような状況が続ければ、私たちの生活の在り方にも大きく影響してきます。

健康への影響として、熱中症リスクが高まり、屋外での作業が困難になります。経済、生活への影響としては、農畜産物の不作や品質の低下、また水産物にも影響が出て電力不足の可能性も出てきました。自然環境への影響は今年も発生しましたが、豪雨、干ばつ、山火事などの発生があり、地球温暖化の影響をより身近な出来事として感じています。

今回の質問の1番目は、生活道路での交通安全の問題です。

来年2026年の9月から、道路交通法施行令改正により、速度標識や標示がなく、中央線などのない大まかに幅員5.5m未満の生活道路の法定速度が時速30kmに改正されます。

これまで速度標識や標示がなかったので、時速60kmで走行しても違反でなかったものが、時速30km以上で走行すると速度違反となります。もっとも、このような狭い生活道路を時速60km近くで走行するドライバーの方はいないと思いますが、明らかに時速30km以上で走行しているような車両は多く見かけます。時速30kmを超えて走行する車両の多い生活道路は町内にも多くあり、かなりのスピードで通過する車に冷やりとした経験は皆さんもあるのではないでしょう。

今回の改正の主な目的として、生活道路での事故発生件数の下げ止まりがあります。全体の事故発生件数は毎年減少しているのに、幅員5.5m未満の道路での事故発生件数の割合は10年間横ばいの状態であること。また、事故による死傷者の割合も幅員5.5m以上の約1.8倍にもなること。さらに、時速30kmを超えると、車と歩行者が衝突した場合、歩行者の致死率が急激に上昇するなどのことから、改正に至ったようです。

高齢者や児童だけでなく、このようなところに住まわれている住民にとっては、交通事故の危険度がかなり解消されるのではと思い、生活道路の法定速度30kmの法改正の効果に期待をしています。しかし、今まであまり速度のことは気にすることなく走行していた道路が、見た目は何も変わることなく、来年9月から時速30kmの法定速度となるのです。いかに時速30kmになった意味と法改正されることを知ってもらうのか、非常に周知の難しさを感じる問題です。

質問の2番目は、木脇中学校区学校運営協議会で、昨年実施された下校事の見守り活動の状況です。

地域住民に協力していただき実施されたとのことで、まさに学校運営協議会の目指す、地域とともにある学校の姿ではないかと思います。初めての試みで、実施に向けての計画など大変苦労されたと思います。木脇中学校区学校運営協議会の方々の努力に敬意を表します。

特に、下校事の交通安全や不審者などの防犯対策については、保護者の心配の多い事柄ではないかと思います。登校時は何とか時間をつくることができても、下校事はなかなか難しいのが現状だろうと思います。地域住民の散歩の時間帯を児童生徒の下校時間帯に合わせて協力を頂き、お互いに様々な話をしながら下校することが理想的だと思います。保護者の仕事の都合上、難しい問題を地域で協力して行なうことが、安心して生活できる住みよい町をつくる一歩になるように思います。このようなことで、今後の下校事の見守り活動に期待をしています。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1番目に、交通安全対策について伺います。

地域住民が頻繁に利用し、児童生徒の通学路にもなる生活道路での安全対策を伺います。速度標識や速度標示のない生活道路において、住民利用時や特に登校時と通勤時間が重なり、危険を感じる地区がある。安全対策を伺います。

2番目に、教育行政について伺います。

木脇中学校区学校運営協議会による下校事の見守り活動状況を伺います。昨年、地域の協力を頂き実施された活動実績は、どのようにであったか伺います。

以上にて、壇上の質問を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。町長。

○町長（日高 利夫君） それでは、谷口議員のご質問にお答えいたします。

生活道路など狭い道路における交通安全対策についてであります。過去、幹線道路の渋滞を避け、狭い生活道路を抜け道として利用し、スピードを出して通過する際、地域住民や児童生徒が巻き込まれる痛ましい事故が全国でも起こっております。

先ほど谷口議員からもありましたが、警察庁の統計では、幅員が5.5m未満の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者数が占める交通事故の割合は、幅員5.5m以上の道路の約

1. 8倍になるとのことです。

このような背景を踏まえ、町では、これまで狭い生活道路など危険な通学路について、グリーンベルトやゾーン30などで速度規制をすることで対策をしてきたところです。

警察庁では、令和8年9月から施行される改正道路交通法施行令により、5.5m未満の中央線のない1車線の道路を生活道路と位置づけ、そこを通過する自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられる予定です。

本町でも多くの生活道路において、この改正法が適用されると思いますが、徹底した啓発活動をする必要があると考えております。

町としましては、生活道路につきまして、今後も地域の方々と情報を共有しながら警察とも連携し、効果的な交通安全対策を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 荒木教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、木脇中学校区学校運営協議会による下校時の見守り活動についてのご質問にお答えいたします。

令和4年度に設置した木脇中学校区学校運営協議会も4年目を迎え、昨年度は安全、安心をキーワードとした取組が行われました。小学生の下校時間に合わせ、地域の方々や保護者が自宅前や近くの交差点に立ち、子どもの下校を見守るとともに、教職員は車にステッカーを貼って校区内を巡回するなど、家庭・地域・学校が一体となった取組が行われています。

今年度の具体的な取組は現段階では伺っておりませんが、学校運営協議会内での協議を経て、さらなる取組が展開されるものと期待しております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 補足答弁はありますか。（発言する者あり）

ここで暫時休憩といたします。次の開会を午後1時5分といたします。

午前11時50分休憩

午後1時03分再開

○議長（穂寄 満弘君） 休憩を閉じ、再開いたします。

谷口議員、質問を続けてください。谷口議員。

○議員（11番 谷口 勝君） 町長、教育長、答弁ありがとうございました。

まず、交通安全対策についての質問ですが、2026年9月より速度標識などのない生活道路は時速30km以下となるが、太田原地区は該当するのか、伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 高岡警察署の地域交通課交通係に確認しましたところ、太田原の保育園から新川ガソリンスタンドに抜ける道路、これにつきましては5.5m未満で中央線もなく、地域住民が頻繁に利用されることからも法改正の対象になると考えられることありました。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 谷口議員。

○議員（11番 谷口 勝君） 次に、特に運転者に生活道路の法定速度が変わることを認識してもらうことが重要になりますが、警察署でも周知活動は行うと思いますが、町としては新たに時速30kmとなる生活道路の周知はどのように行うのか、伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） まずは、高岡警察署によりますと、ここ的生活道路について法改正の対象かどうかを設定するかどうか現時点では分からぬいため、周知についても不明ですということになります。町もこれにのっとって、警察の周知に伴って行うことになっていくと思います。

法改正自体の周知についてですけれども、全国的なもので対象になる道路も大変多いですので、施行された後、ドライバーや地域住民への影響も大変大きなものがあります。今後、国を挙げて周知をされる予定ということありました。

なお、既に運転免許更新の対象者につきましては、講習の中で法改正について周知を始めているということありました。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 谷口議員。

○議員（11番 谷口 勝君） チラシや回覧では周知の難しいところもあるので、特に危険度の高いと思われる生活道路については、地区から要望があれば地区内の最高速度30kmを示す看板の設置はできないか、伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 調べましたら、全国には87万kmの生活道路があるようです。これは一般道全体122万kmの約7割に当たるようです。速度規制の標識は公安委員会が設置いたしますが、ここ的生活道路に30kmの看板を設置するのは現実的には厳しいと言えます。

スピードを落とせ、飛び出し注意など独自にスピードを抑制する看板を設置することは可能だと考えます。高岡警察署によりますと、どうしても速度規制の標識が必要だという地域の事情等あれば、一度ご相談くださいということありました。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 谷口議員。

○議員（11番 谷口 勝君） 今まで全国でゾーン30の取組が行われてきました。事故の減少率は平均を上回り、特に死亡、重傷事故に高い効果があることは確認されました。しかし、皆さんもご存じのようにゾーン30の区域は、運転者が容易に分かる標識や表示がありますが、今回の改正ではそのようなものはないのです。

ゾーン30の取組の検証として整備前と整備後の平均速度を202か所で検証した県警がありました。2.9km低下の時速32kmだったそうです。ゾーン30の区域内であっても、平均速度は時速30km以下にはならないのです。このようなことから、よほどの周知の徹底を図らないと、法改正の効果が難しいと思われます。

そこで、警察署に取り締まりなどの協力依頼はできないか、伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 高岡警察署によりますと、地域の理解が得られて取り締まり場所を提供していただければ協力はできますというお答えでした。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 谷口議員。

○議員（11番 谷口 勝君） 速度取り締まりの難しい場所ところでは、場所があればパトカーが駐車しているだけでもよいのです。太田原地区も以前から住民より交通事故が心配だからどうにか改善できないか、という意見が特に児童の保護者から出ていました。

町内でも同様の問題を抱えている生活道路があるのではないか。ほとんどの場合、抜け道として利用されている道路であると思います。選択肢があれば狭い生活道路を走行せず、見通しのよい広い道路を利用して、被害者も加害者にとっても大きなこととなる交通事故のない安全な環境をつくりたいものです。この法改正の実効性を高める周知の徹底と対策を行わなければなりません。

次に、教育行政についての質問です。まず、昨年の下校時の見守り活動状況はどのようにありましたか、教えてください。また、木脇中学校区学校運営協議会では本年も実施するのか併せて伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 三好教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） まず、昨年度は地域から参加申し込みがありました24名の見守りボランティアの方や保護者の協力によりまして、家庭、地域、学校が一体となった取組が行われたところです。

今年度につきましては、教育長答弁にもありましたとおり、現段階では具体的な取組について伺っておりませんが、今年度も安全安心をキーワードとしまして、さらなる取組が展開されるも

のと期待しております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　谷口議員。

○議員（11番　谷口　勝君）　多くの参加者があつてよかったです。

次に、参加者を多くしたり、期間を長くするとか、時期を変えるとかなどは検討されるのかと思ひ、昨年の状況を踏まえてよりよくするために行なうことがあるのか、伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　教育総務課長。

○教育総務課長（三好　秀敏君）　学校運営協議会は権限をもって主体的に活動される組織になりますので、今後、開催される学校運営協議会の中で昨年度の状況を踏まえ、見直し等も含め協議されるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　谷口議員。

○議員（11番　谷口　勝君）　次に、木脇中学校区だけでなく、この活動を広げることは行なうのかということで、ほかの校区では下校時見守り活動を行うのか、伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　教育総務課長。

○教育総務課長（三好　秀敏君）　現在、本町では下校時に青少年育成町民会議の青パトによる見守り活動が行われ、事件事故の防止に協力をいただいております。ほかの学校区でも下校時の見守り活動を行うかにつきましては、現在教育委員会のほうに報告は来ておりません。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　谷口議員。

○議員（11番　谷口　勝君）　まず、下校時の見守り活動は、地域の多くの人に知っていたくことが必要ですが、方法はどのように行なうのかということで、地域協力者を増やす活動はどう行なうのか、伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　教育総務課長。

○教育総務課長（三好　秀敏君）　先ほど申し上げたとおりになりますが、今後開催されます学校運営協議会が増員が必要と考えるのであれば、昨年度の状況を踏まえ、対策など協議されるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　谷口議員。

○議員（11番　谷口　勝君）　先ほどもあったように、学校運営協議会は権限を持ち、独自の活動を行なっているそうですが、このような活動はますます重要になってくると思います。特に、木脇中学校学校運営協議会は、国富町で初めて組織されたので、何を行うにも手探りの状態でよ

く活動されていると感心します。

学校運営協議会の活動目的を理解していただければ、多くの協力者はいると思います。随分と不審者情報も少なくなったようですが、また、いつ状況が変化するか分かりません。ニュースでは時々理解できないような事件もたびたび起きています。まず、事件の起きにくい環境をつくるため下校時の見守り活動を定着させ、地域の協力者を増やしていけば、学校運営協議会のこれらの活動も取り組みやすくなるのではと思います。

地域の協力者が増えてくれば、地域防犯や防災の問題解決にもつながっていくように思います。取りかかりとして、下校時の見守り活動の継続と展開を行えば、保護者的心配が軽減すると思います。国富町の子どもたちは地域皆で育てるとの目的を実現するように、今後の学校運営協議会の活動を応援しています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（穂寄　満弘君）　ありがとうございました。

これで、谷口勝君の一般質問を終結します。

○議長（穂寄　満弘君）　最後に、中村繁樹君の一般質問を許します。中村繁樹君。

○議員（5番　中村　繁樹君）　9月議会最後の答弁となりました。一般質問、最終日の答弁となります。多くの傍聴席の方がいらっしゃっておりました。誠にありがとうございます。今回も皆様の声を町政に伝えるべく早速質問に参ります。

令和5年12月7日、朝刊によりまして国富町に高岡警察署移転候補地と書かれた新聞を見て驚いた町民はたくさんいたと思います。私も前日の6日の議会内での全員協議会で説明を受けましたが、あまりの急転直下に真っ先に運動公園はどうなるのかと不安がよぎりました。

執行部からの説明では、県警本部が高岡警察署を西警察署に再編し、国富町運動公園西側に移転する計画の説明ばかりであり、公園や児童遊園や駐車場やトイレなどの移設計画は何一つ決まっておらず、今後検討していくだけの説明がありました。

朝刊を見た町民から私の下に相談が寄せられ、内容のほとんどが公園やプールはどうなるのか、なぜ住民に説明がないのか、警察署ではなくスーパーなどの商業施設がよかつたなど、懸念事項がありました。

年が明けて、令和6年2月21日に西警察署移転に対する1回目の住民説明会の中でも、様々な懸念材料の質問が飛び交い、執行部からはまだ何も決まっていないのでこれから検討するとの答弁であり、なぜ何も決まっていない中の住民説明会を行ったのかなどの、不満を募らせる意見が多数ありました。

また、今年の7月22日の2回目の住民説明会が行われ、参加住民のほとんどが西警察署移転

に不安の意見が多く、公園移転の説明を問う声が多かったと聞いております。

そこで質問ですが、宮崎西警察署の移転計画では庁舎完成が令和11年3月に完成予定という建設スケジュールが既に出されておりますが、本町の公園やプール、トイレ、駐車場の代替案は一向に示されておらず。近隣住民や遊具、幼児プールを利用している子育て世帯や公園利用者の不安が募っていますが、移設計画案の提出時期を伺います。

次に、国富町ほけだけ交流センターについての質問であります。県道旭村木脇線道路拡張工事により、老人福祉館やちよ荘が令和5年10月16日に閉館し、やちよ荘の健康器具の継続利用を令和5年12月16日から交流プラザくにとみ屋2階で利用を開始していると同時に、法華嶽公園の法華嶽荘の改修を行い、令和7年4月25日から国富町ほけだけ交流センターとして開館しておりますが、老人福祉館から国富町ほけだけ交流センターに名称が変更になり、国富町条例規集第8編構成第1章社会福祉の中の国富町ほけだけ交流センターの設置及び管理に関する条例を見ても、どのような目的で建てられ、どのような利用者を目的にしているのか明確ではありません。

交流センターという名前から推測すると、地域の人々が集まり、交流、学び、活動を行うための多目的施設なのかと思われますが、条例ではそのような事項が明記されておりません。そこで質問ですが、老人福祉館が県道の道路拡張工事に伴い閉館になり、国富町ほけだけ交流センターとしてリニューアルし運営していますが、国富町ほけだけ交流センターの建設目的を伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（穂寄　満弘君） 答弁を求めます。町長。

○町長（日高　利夫君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、県警の基本構想にも記載されている建設スケジュールですね、これについてであります。が、これはあくまでも県警側の目標という位置づけであります。

一方、移転の用地となる公園やプール、駐車場については、町の具体的な対応案を示すことができていないことから、7月22日に開催しました近隣区への説明会でも早急に示していただきたい、そういう声をたくさん受けたところであります。

公園、プールにつきましては、これまで移転先を内部協議してまいりましたが、ここ数年での整備は現時点においては難しいと判断したところであります。公園については、昨日の石山議員の質問でも答弁したとおり、面積は減りますが、現在の運動公園内に残すとともに、本庄小学校のグラウンドの開校を検討する予定であります。

また、プールにつきましては、長期的に検討しながら利用者の状況、既存施設の有効利用と観光面の振興を考慮し、当面は法華嶽公園のじゃぶんこ広場を利用していくことを考えております。

なお、駐車場やトイレなども含む整備計画は、今後、住民説明会を開催し、全体構想の概要を説明する予定であります。

次に、ほけだけ交流センターについてであります。センターの設置につきましては、県道旭村木脇線の道路改良拡幅工事に伴い、国富町老人福祉館の敷地の一部が買収の対象となりましたことから、令和3年度に国富町老人福祉館移転先検討委員会を設置し、移転先を検討していただきました。

その結果、法華嶽公園にありました旧法華嶽荘を改修・活用し、新たな福祉施設として整備していくとする委員会の結論を得ましたことから、令和5年度から6年度にかけて改修工事を実施しまして、本年4月25日からセンターの運営を開始したところであります。

センター設置の目的は、これまでのような高齢者のみを対象とした老人福祉館ではなく、多くの世代が幅広く利活用できる多機能型の交流センターと位置づけております。今後、さらに環境整備を行いながら、町民の皆様に親しまれる交流センターとなりますよう、しっかりと運営方法を研究していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　補足答弁はありますか。

中村議員、質問を続けてください。中村議員。

○議員（5番　中村　繁樹君）　町長、答弁ありがとうございました。国富町運動公園は平日、休日を問わず、町内では一番利用者の高い公園であり、立地条件も利便性も非常によい公園であります。

昔から町民祭や消防の訓練、町の行事で幅広く利用され、野球やサッカー、テニスなどの陸上などのスポーツ会場として子どもから大人まで、長年親しまれている公園であります。それだけに今回、国富町を象徴する国富町運動公園をなぜ西警察署移転候補として交渉していることに、町民は非常に戸惑いがあると思います。

私は、西警察署が国富町に移転することはパトロールの強化、防犯率向上や災害時の拠点として安心安全であるということは分かっておりますが、しかし町民の声を聞いてみると、皆が口をそろえていうことは、なぜこの場所なのかということが一番多く聞かれます。ほとんどの方が西警察署が移転するのはウェルカムですが、なぜ運動公園西側なのか、もっとほかの場所では駄目なのかという声が日に日に多く聞かれるようになります。

町長答弁にもありましたとおり、国富町運動公園は面積を減らしても西警察署を移転するという判断は、町民にとって本当によいことなのでしょうか。また、幼児プールは当面法華嶽公園のじゃぶんこ広場を利用するため、プール利用者も大変不便になります。また、小学校のグラウンドを開放することですが、昨今小学校では児童生徒などの犯罪防止被害から守るために、

施設整備の状況も踏まえ、必要な体制を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要が生じますが、学校側の対応も大変になると思いますが、新たに学校に管理者を配置するということになるのでしょうか。学校側にも負担が生じるのは確実であります。

私は、本町と県警との移転協議の最初の段階で、土地を所有する本町サイドがしっかりとグリップを握って交渉を行うべきだったと思います。不動産取引では圧倒的に土地を所有する側が優位に交渉を進めことが多いのに対し、今回の場合はなぜか土地を売る国富町側が後手後手に回っていることが不思議でなりません。町民も、一方的に県警が西警察署を国富町に移転するイメージが非常に強いと思います。

そこで、令和5年12月7日に、今回の西警察署移転候補地に国富町運動公園の西側に選定との記事が朝刊に掲載後、町民からよく聞かれる質問ですが、この西警察署移転候補の場所の選定は、本町の誰が、いつ、どのように決められたのかをお伺いします。

○議長（穂寄　満弘君）　坂本総務課長。

○総務課長（坂本　透君）　この日に誰が決定したという記録はありません。県で、移転候補地につきまして検討を続けて来られたと思いますけれども、正式に運動公園駐車場付近を移転候補地として計画していきたいとの相談があったのが令和5年11月で、翌12月の第4回町議会定例会においてそのことを報告させていただいております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　中村議員。

○議員（5番　中村　繁樹君）　誰が決定したという記録はないということですが、誰が決めたのかが分からぬということなのでしょうか、教えてください。

○議長（穂寄　満弘君）　総務課長。

○総務課長（坂本　透君）　記録はありませんが、当時県警側と町執行部の幹部との話はあつたのではないかというふうに思います。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　中村議員。

○議員（5番　中村　繁樹君）　ありがとうございます。それでは、この土地の交渉は誰が先頭に立って行われたのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（穂寄　満弘君）　総務課長。

○総務課長（坂本　透君）　これは町長を含む、当時総務課の課長も含めた幹部であったというふうに考えます。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 町民はここが一番聞きたいのだと思っております。それでは、宮崎県議会令和5年1月定例会の文教企業常任委員会の中で、令和5年1月6日の警務部長の答弁で、候補地といたしまして国富町運動公園西側部分で現在幼児プール、遊具施設、駐車場が整備されている箇所を選定しております。面積は8,200m<sup>2</sup>、土地の所有者は国富町であります、国富町には土地譲渡の打診を行っていますと述べられておりますが、この段階で土地譲渡の打診であり、まだ交渉の余地はあったのではないかでしょうか。

次に、令和6年6月議会で、私の一般質問の中で町長答弁では令和4年5月に県警本部から高岡警察署の移転候補地の照会についての相談があり、複数箇所の照会をしたとありますが、その本町から照会された複数の候補地はどこなのかをお伺いいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 1つ目が川南体育館の周辺です。それから、2か所目が太田原の出荷場、それから3番目、太田原出荷場の裏、4番目、つかさ亭の周辺、5番目が岩知野スマートインターチェンジ周辺の5か所であります。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 今の答弁でこの5か所の中に今回運動公園は入っておりません。なぜ、運動公園西側での移転候補選定に入ったのか、執行部は運動公園西側を本町にとって重要な場所であると認識していなかったのか、なぜそんなに簡単に応じたのか理解に苦しむところであります。先ほど述べたとおり町民の中には国富スマートインターチェンジ付近などではないのかという声も多く聞かれ、本町からもスマートインターチェンジ周辺も紹介されております。私も、スマートインターチェンジ周辺であれば、災害や事故、事件事故が発生した場合に、交通警ら隊や交通機動隊はスマートインターチェンジを利用し、県内一円にスムーズに緊急配備でき、機動力も抜群だと思います。

また、インターチェンジ周辺には病院やコンビニ、ディスカウントストア、うどん屋、焼き鳥屋、中華料理も近くにあり、宮崎市内や佐土原町からの交通アクセスも非常によく、署員にとっても利便性の非常に高いところだと思いますが、本町はスマートインターチェンジ周辺での移転を進めいれば、西警察署移転と国富スマートインターチェンジ周辺の利用促進が一気に図られ、一石二鳥だったと思いますが、当時、日高町長であればスマートインターチェンジ周辺を誘導したのではないかでしょうか。

次に、令和4年5月に県警本部から高岡警察署での移転候補の照会についての相談があつてから、本町と県警本部との協議は何回ほど行われたのかを教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 令和4年5月から令和5年の6月の間に5回の協議を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 5回の協議があったということですが、交渉のテーブルはかなりあったということあります。

それでは、本町が紹介した場所ではなく、国富町運動公園西側の町有地に西警察署が移転するということになれば、様々な問題が起きることは誰でも容易に考えられたことではないでしょうか。公園やプール、駐車場やトイレの移設工事が必要になることが1点、駐車場、遊具減少することで、国富町運動公園の利便性は著しく低下することが1点、移転に伴い本町職員の公園移転に伴う業務も増え、職員にとっても大幅な負担が増えることが誰もが考えられたと思います。

また、県道宮崎市圏に面する出入口付近の交通渋滞も予想されます。このようなことは、5回の協議中、執行部には予測できたはずであります。本町は土地所有者であるため、交渉を優位に進めることができたと思いますが、何度も協議を重ねる中で、本町から県警本部に対して移転候補地の変更案を示すことはなかったのかをお伺いします。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 県警は、用地選定につきまして、コンサルタントに委託し、総合的に検討した結果、住民の利便性、あと防災拠点として最も適した場所と判断をし、運動公園横に決定した経緯があります。

町としましても、令和5年12月に公表後も多くの町民から歓迎する声が数多く聞かれたこともありまして、町の大枠のスタンスとしまして高岡警察署の移転を大きなチャンスとして捉えておりました。これらのことから、移設場所変更案については示しておりません。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 多くの町民から歓迎の声が多数聞かれたとの答弁ですが、本當なんでしょうか。私は、本日初めて答弁を聞きましたが、本日は運動公園、近隣住民で移転に対してよく思っていない方も多数傍聴席に来ていらっしゃいますが、この声は少数だということなのでしょうか。

これまで2回の住民説明会でも、ほとんどの町民が運動公園を心配する意見や、移転に対する懸念事項の質問ばかりであり、課長もその説明会に出席され、町民からの厳しい質問の答弁に苦慮しているように私には写りましたが、先月発行された国富町議会だより206号を見た町民の方から、議会事務局宛てにメールが届きました。

紹介します。「宮崎西警察署の移転に関し、あまりにも子どもの遊び場を軽視しているように思います。検討段階という対応も既に遅いのではないかと考えております。また、スケールダウンという点も疑問だらけな回答であり、そもそも国富町に公園やプールが少ない中、その確保は必須ではないでしょうか。プールに関しては、多少入場料を徴収する形にしてでも、新たに造つてあげるべきだと思います」と、30代から40代の子育ての町民の方からメールが届いております。

これまで、運動公園近隣の区長さんが稻荷区や十日町、上馬場地区の住民説明会を2回ほど開催され、私も先日7日の日曜日も参加してまいりましたが、町民の声を聞かずに勝手に話が進んでいると不満の声ばかりで、住民の皆さんは請願の提出も辞さないとの意見も出ておりました。

町長、焦らずに町のトップとして、移転問題を一度立ち止まって冷静に考えていただけませんか。都城警察署も移転場所の選定に難航して、事実上先送りになつていった事例もございます。

先ほど紹介しました文教警察企業常任委員会議事録の中で、ほかの委員からの質問で、現在国富町に設置されているプールとか、遊具施設とかはどうなるのか分かっているのかとの質問に対しまして、警務部長は移転候補の公園の中にございます幼児プール、遊具施設などについて、今後、国富町との協議の中で別の場所に新たに整備する方向で調整していく予定としておりますと簡単に述べられていることに、町民が長年親しみを抱いている国富町運動公園に執行部には愛着がなかつたのでしょうか。

また、ほかの委員からは高岡町での説明会のお話がありましたが、国富町での住民説明会は予定がないのか確認させてくださいとの問い合わせに、会計課長は国富町に対する説明については、住民などからそういう要望があれば対応していきますとの答弁であり、国富町に対しては当初住民説明会すら予定していないとも取れる答弁であります。

このような答弁を聞いても、歓迎する多くの町民はチャンスと思うでしょうか。当時、日高町長は県議会議員でしたが、委員会が違いますのでこの委員会には参加しておられませんが、もしこの場に出席していたなら、このような答弁を聞いて納得されたでしょうか。町長がこの委員会に参加していれば、国富町にとっても私にとっても大事な運動公園であるので、簡単には手放すわけにはいかないとそう述べられたのではないかと想うのですが、どうでしょうか。

では、令和6年6月議会の私の一般質問の中におきまして、前町長が本町には令和4年5月に移転候補地の相談があり、数か所候補地として検討の結果、防災拠点として適している理由で、令和5年11月末に候補地として計画していきたいと相談があったとの答弁であります。令和5年4月に相談があった時点で、なぜ町議会にも相談がなかつたのか、なぜ1年以上も伏せる必要があったのかを伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 令和4年5月の時点では情報の独り歩き、あと高岡住民への配慮などがありまして、県から情報管理徹底を強くお願いされていたところです。県議会での公表に合わせた情報開示ということになったところです。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） いろいろな考え方があると思いますけれども、執行部の中では西部警察署移転には秘匿を要すとの考えも強かったのかもしれません、もちろん町議会議員も秘匿を要するのであれば、もちろん守秘義務があるので口外することは絶対にございません。

また、西警察署の移転候補地がほかの自治体との様々な誘致の駆け引きがあったと、全員協議会での説明もございましたが、例えば本町に移転することによりまして、自治体に莫大な税収がもたらされる。また、自衛隊のように自治体に交付金や隊員の本町に居住による住民税などのメリットが大きく、議会に諮る時間もなく、秘密裏に動き決定後に議会に報告するほうを優先したのであれば、私も理解はできます。

しかし今回、そのような何も隠す必要もない中で、なぜ町議会にも相談がなかつたのか。私は残念でなりません。私は、町長と町議会の関係は、地方自治の根幹を成す二元代表制に基づいており、これは住民が直接選挙で執行機関の長である町長と、議事機関を担う町議会議員をそれぞれ選ぶ制度であり、両者は独立対等な立場でありながら、互いに牽制しつつ協力して町政を運営する仕組みだと思っておりましたが、今回、何一つ相談がなかつたということは町議会を対等と思っていないということではないのでしょうか。

次に、本年度、日高町長は国富スマートインターチェンジ周辺の土地利用について、議員や各種団体、地元住民などから多くの意見を聴取する検討会を発足しているのに対し、今回西警察署移転のような大きな事案に対し、なぜこのような検討会をつくらなかつたのかを伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 先ほどの答弁でも申したんですけども、町が大枠のスタンスとしまして、県警が移転することに対して大きなチャンスと捉えておりました。ですので、検討会の必要性がないとの判断であったと考えております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 課長、この答弁は議事録に残ると思いますけども、多くの町民が歓迎すれば検討会の必要はないという答弁の解釈でよろしいんでしょうか。そのような解釈であれば、国富町スマートインターチェンジ周辺の検討会が今月末に計画されております。私も出席する予定になっております。

そのような解釈であれば、このスマートインターチェンジ周辺開発の検討会も、総務課に電話やメールなどで多くの意見を募集し、多数意見を判断すれば、今月末開催予定の検討会も必要なく、検討会の予算カットにつながり、水元対策監の業務を減りますと、そういうことなんですね。

今後も、町の将来を大きく変える事案に対しても、町民の多数の声があれば検討会などは必要ないという解釈なのですね。分かりました。多くの町民からの意見を集約し、賛同が多いと判断すれば検討会は必要ないのであれば、国富スマートインターチェンジ周辺土地利用問題も、今年度中に方向性が見出せそうで非常にいい参考の意見になりました。

私も、会社の経営者として社内で大きな決断をするときには、会社員もしくは社員に意見を求めてきました。これまでに相談する間もなく即決で決断をしないといけない大きな案件もありましたが、そのような場合はしっかりとリスクマネジメントを行うのが常にトップの責任と考えております。

もちろん、日高町長も今回国富スマートインターチェンジ周辺土地利用についての検討会にて、多くの方からの意見を聞きながら、よりよい方向に導こうとしている姿はすばらしいと思います。

では、令和6年6月議会の私の一般質問の中で、前町長答弁の中で、西警察署が移転していくことでより安心安全な地域拠点の創出や、中心市街地の活性化というメリットも大きいという答弁をされておりますが、どのようなメリットがあるのかと質問でしたが、昨日、石山議員が聞いてくれましたので課長の答弁は結構でございます。

皆さん、考えてみてください。普通に生活をしてみて、高岡警察署に行くことがあるでしょうか。普通の人ならば3年か5年に1回、高岡警察署横にあります交通安全協会に運転免許証の更新に行く程度で、警察署に行くことはないと思います。また、税収面で見ていくと、西警察署が移転してきても公共施設であるために、当然のことながら固定資産税や法人税などの税収は本町には見込めません。

前回の住民説明会でも、警察職員の官舎の建設はあるのかとの町民の質問に対しまして、県警本部からは建設の予定はないと断言され、約120人体制の署員についても、本町に居住する人數は幹部職員だけであり、ごく少数ではないでしょうか。雇用面に関しても、民間企業とは違い県警の試験を合格しない限り町内からの優先的な雇用も見込めないと考えます。

町内にメリットとして考えられるのは、昨日の課長の答弁のとおり職員などのお弁当や町内の飲食、警察車両のガソリンや給油、車検整備費用、水道料などのメリットではないでしょうか。では、考えてみてください。国富町民は中心市街地に何を求めているのでしょうか。

ここに、令和3年3月に国富町都市計画課が策定した国富町立地適正化計画をご存じでしょうか。国富町立地適正化計画は平成26年8月、今後の人口減少を見据え都市の持続化、集約化を推進することを目的に、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画が制度化され、全国的

に進行する急速な人口減少と高齢化は税収の減収、社会福祉に関わる費用の増加による財政の圧迫につながるだけでなく、住宅地の低密度化、地域活力の低下を招き、まちづくりにも大きな影響を与えることが想定される。

将来的に持続可能な町を実現するためには、まとまったエリアに日常生活を支えるサービス機能と人口密度を維持するとともに、各エリアを公共交通でつなぐコンパクトなまちづくりを実現することが必要である。このような都市構造を実現することを目的に本計画を策定し、持続可能なまちづくりに取り組むために国富町立地適正化計画を策定しましたと、すばらしい計画書が策定されております。読むと非常に面白いことが書いてあります。

この計画書の中で、住民意向の把握の調査の中で、住民アンケートが取られておりますが覚えていらっしゃいますでしょうか。役場周辺などのまちの拠点となる場所から、徒歩で移動できる範囲内に特に必要と思う生活サービス施設について、3つまで選んで答えてくださいとのアンケートに対しまして、町民のアンケートでは1位は食料品や生活用品のお店であり、スーパーですね。2位が郵便局や銀行などの金融機関であります。3位が路線バスやコミュニティバスなどの公共交通機関がありました。

町長、この住民アンケートの結果から町民が思う中心市街地に誘致してほしい施設は、安心安全の警察署ではなくスーパーや金融機関、交通機関などを求めているのが結果なのではないでしょうか。これが民意じゃないでしょうか。では、警察本部の説明では西警察署の整備事業費として約65億8,000万円が提示されております。

町長答弁でも65億円の投資は、非常に国富町にとってメリットが大きいと言われておりますが、本町には、用地取得費として約2億9,000万円が計上されておりますが、町長答弁にもありました、残された運動公園内に遊具や幼児プール、トイレ、駐車場を建設するにしても、最近の建築コスト高で、かなりのスケールダウンしないと、スペースと費用が足りないと考えますが、運動公園の土地は減少し、遊具、駐車場も減少、廃木は投げ倒され、人気の幼児プールもどこに行くやら。なぜ、このような条件を町民が強いられないといけないのでしょうか。

ましてや、用地取得費の2億9,000万円だけで、執行部は公園の移転費用が貯えるのだと考えているのかを伺います。

○議長（穂寄　満弘君）　総務課長。

○総務課長（坂本　透君）　土地の売買費用・移転補償費につきましては、まだ県警で算定中でありますので、10月に一応提示をされる予定であります。

現時点では確定をしていない状況であります。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 新聞にも出ているぐらいですから、10月に提示される用地取得費用、本町に入る用地費用ですけれども、約2.9億円を大幅に増えることはないのではないかと思いますが、運動公園の大幅な規模を縮小するにしても、なぜそこまでして、西警察署が運動公園西側に移転してくるほうを選択するのでしょうか。

今回、様々な角度から西警察署移転問題を聞いてみましたが、執行部の答弁を聞いて、傍聴席の皆さん、納得できたんでしょうか。私は、近隣住民、傍聴者の皆さんには、不満を押しこられているのではないかと推測をしています。

前町長が、令和6年6月の一般質問の答弁の中で、「新しい公園づくりにつきましては、今後、用地線引きの確定がされた後、公園施設の移転についても具体的な検討に入ることになりますが、その際には、公園利用者が各種団体などの意見を十分聞きながら進めいかなければならないと考えております」と答弁されておりますが、現在その段階に来ていると思います。公園利用者などの意見を聞く準備は進められているのでしょうか。そのようなテーブルは準備されているのでしょうか。また、町民は置き去りで事後報告ではないのでしょうか。

令和6年6月の質問の中で、「警察移転問題について、住民アンケートなどを取って民意を問う考えはないのか」と私の質問に対して、総務課長の答弁では、「アンケートを行うかどうかは今のところは考えておりません。直接住民の方と話をするとか、役場で個別に説明会を追って行う」とすばらしい答弁をされております。そのような考えであれば、本年度、日高町長の新規事業の目玉の一つである、町長室訪問「月曜トーク町長とかたってみろ会」を早急に近隣住民の方たちと実施していただけないでしょうか。

担当課は総務課となっております。スケジュールも見ていくと、まだ9月も22日、29日、1時間程度、10月は6日、20日、27日の3回、11月は10日、17日の2回、12月は1日、8日、15日、22日、合計で11回、約11時間の時間、町長とかたろう会が予定が組んであります。

本日も、私以上にたくさん意見を述べたい近隣住民の方たちが傍聴席に足を運んでおられます。開催日、この住民の方たちからは直接私を通じてではなく、町長に真剣に意見を聞いていただきたいと私は思いますが、課長いかがでしょうか。本日傍聴のお帰りでも、予約をお願いできませんか。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） もう言わるとおり、対象者を見ていただければ全く問題ありませんので、お願ひしたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 課長、ありがとうございます。一人の議員の私にできることは、これが精いっぱいあります。また、今後の住民説明会でも、誠心誠意納得のいく説明に努めていただきたいと強く要望いたしまして、次の質問に参りたいと思います。

次に、国富町ほけだけ交流センターについての質問であります。町長答弁にもありましたとおり、やちよ荘が「国富町ほけだけ交流センター」に名称を変更したことにより、高齢者施設から多世代が活用できる施設として建設されたということが分かりました。

それでは、老人福祉館の再建築をめぐっては、検討会が3回ほど開かれており、「元のやちよ荘の場所に建設してほしい」という地元住民の声があつたにもかかわらず、法華嶽公園内に建築に至った理由をお伺いいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 横山副町長。

○副町長（横山 秀樹君） 老人福祉館やちよ荘が、法華嶽公園内への建設に至った理由について、当時の老人福祉館移転先等検討委員会の会長という立場からお答えいたします。

移転先の検討につきましては、令和3年10月に、国富町老人福祉館移転先等検討委員会を設置しまして、3回開催をいたしております。検討委員会の委員には各種団体や住民代表としまして、区長会、高齢者クラブ、やちよ荘の利用者などから9名、そして町議会から総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長の2名、役場から7名の合計18名で構成をされております。

検討委員会の内容としましては、第1回、第2回におきまして、三名のそのときの現在地を含めた幾つかの候補地を絞り込みまして、協議の結果、移転は行わず、三名の現地に建て替えるということで意見がまとまったところであります。

その後、町では、検討委員会の結果を基に三名の現地での計画を進めていましたところ、当時、法華嶽公園内のほけだけ荘の運営をお願いしておりました民間事業者が、台風によります施設の災害によりまして、法華嶽公園から撤退するということになったことから、やちよ荘を同じ場所で建て替える場合の施設を休館する期間の長さ、また、敷地がちょっと狭くなりますので、現地にセットバックして建て替える場合の多額の建設費、財政負担などを総合的に勘案しまして、公園内のほけだけ荘を町で改修して活用する案で、再検討することにしたところであります。

そこで、この法華嶽公園に移転する場合、実際にやちよ荘を利用される方を対象に公園内に移転することについてのアンケート調査を実施しました。アンケート調査の結果では、「やちよ荘が法華嶽公園内に移転した場合どう思いますか」ということに対しまして、自家用車で利用される方からは、「遠くになることから行けない」という意見もございましたが、「送迎があれば利用したい」という方も多くあったところです。また、その他の意見としまして、「景色や空気など環境がよい」と、「広場で運動ができる」などの意見もあったところであります。

そこで、町議会の全員協議会におきまして、移転先の変更についての先ほど言いました町の考

え、利用者のアンケート調査の結果につきまして説明を申し上げ、ご意見をいただきながらご理解をいただいた上で、再度検討委員会を開催するところにしました。

それで、3回目の検討委員会では、移転先候補地の再検討につきまして、町の考え方、アンケート結果の報告、そして福祉バス「やちよ号」の運行状況や運行計画、ほけだけ荘の現在の平面図などを説明しまして協議をしましたところ、委員の皆様からは、「距離が遠くなり不便となるが、送迎などで安全面などが確保できれば、法華嶽でもよい」という意見が多く、ご理解をいただいた上で、最終的に現在の法華嶽の公園内に決定したものです。

以上、お答えします。

○議長（穂寄　満弘君）　中村議員。

○議員（5番　中村　繁樹君）　副町長、貴重な答弁をありがとうございました。

いろんな意見もありましたでしょうが、地元の方もできればもう少しコンパクトにして、そんな大きな施設でもなくて、また地元にちょっと建ててもらえばよかったとか、今12月議会でも武田幹夫議員が、くにとみ屋は2階での利用が勝手がいいと。法華嶽まで行くのはちょっと不便だという意見も、私もいろんなことを聞いておりまして、難しい判断ではあったと思います。

もう一つ、私が懸念している事項は、今のやちよ荘、三名の場所から、法華嶽公園内の旧ほけだけ荘の後に建設したことにより、町の中心部から遠いと。先ほど副町長の答弁でもありましたように、交通の便も悪いですので、維持費もしくは送迎などの費用は、今後の行政には求められてくるのではないかと危惧しております。

先ほど、この立地適正化計画書、立派な計画書があるんですけども、この中には、「全国的に進行する急速な人口減少と、高齢化は税収の減少、社会福祉に係る費用の増加による財政の圧迫につながる」と書かれております。また、解決すべき課題の抽出という中では、「高齢者の福祉、健康に関わる課題に対して、市街化区域内に都市機能の集約を図り、拠点性を高めることで歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要がある」と書かれておりますが、現在の国富町ほけだけ交流センターの建設によって、全国的に進行する社会福祉に関わる費用の増加による財政の圧迫につながることと、高齢者の福祉、健康に関わる課題は、市街化区域内に都市機能の集約を図るという国富町の立地適正化計画との整合性を欠くのではないかと思う質問でありましたが、この辺は、建設に至る過程、また検討会では考慮されなかったのか、もし分かる範囲でよければ、また教えていただきたいと思います。

○議長（穂寄　満弘君）　津留福祉課長。

○福祉課長（津留　慎義君）　ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの副町長の答弁とも重複いたしますけども、そういった都市のコンパクト化、そういったシティコンパクト化といいますね、そういった形での考え方があるんですけども、先ほどの検

討委員会の検討の流れ、そういったところで総合的に勘案して検討委員会で結論いただいた。そういう形で、このほけだけ荘、こちらを改修して利用するという結論に至ったということで、ご理解いただければと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 津留課長、ありがとうございました。

町長答弁もありましたように、高齢者のみの対象とした老人福祉館ではなくなつたために、この立地適正化計画は関係ないという解釈があったのかもしれません、立派な計画書と実施事項があまりにも食い違つてるので、ちょっと心配になつての質問であります。

私は、社会福祉に関わる費用の増加による財政の圧迫につながることが危惧されますので、今後は、維持費程度は貯まる運営計画が急務だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、国富町ほけだけ交流センターの総事業費をお伺いいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それではお答えいたします。

このほけだけ交流センターの事業費についてでございますけども、まず、前の老人福祉館、これの解体費用、これが約2,965万円、それと、ほけだけ荘の改修費用、これが約1億7,176万円でございまして、合計で約2億141万円というふうになつております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） かなりの事業費がかかっていると思いますが、そのかかっている価格以上の設備が備えられていると私は思っております。

この国富町ほけだけ交流センター内には、それではどのような施設が完備してあるのかをお伺いいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それではお答えいたします。

ほけだけ交流センターの施設の内容についてでございますけども、構造としましては、1階と屋上の2層構造の平屋造りというふうになつております。

内容について、段差の少ないユニバーサルデザインを目指した仕様としておりまして、自動ドアの玄関内に入りますと、障がいのある方はスロープで入室することができます。そして左手には、大広間の交流スペースであります「ふれあいラウンジ」、そして右手のほうには、電気治療器やマッサージチェアも設置しました「プレイルーム」、さらにその廊下の奥のほうには、男女の浴室を設置しております。そのほかには、和室やカラオケを設置しましたステージも設けております。また、トイレについては、男女の分とは別に多目的トイレも用意しまして、車椅子ごと

入れるスペースを確保しております。施設や設備については、概要は以上となります。

また、使用料金についてでありますけども、浴室は200円、プレイルームが500円、ふれあいラウンジが600円となっておりまして、なお、65歳以上の町民については無料となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） ありがとうございます。やちよ荘とは違って、趣向を凝らした施設が整いつつあるのではないかと思います。

それでは、まだ開館して間もないんですが、一応4月25日、これプレオープンなんですかね、4月25日からのプレオープンからの利用客数、利用の人数をまた教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それではお答えいたします。

利用人数についてでございますけども、今議員が申し上げられたとおり4月25日からオープンしております、8月末、先月末までの月別の延べ実績でお答えしたいというふうに思います。

まず、4月は3日間で19人、5月は20日間で225人、6月は21日間で251人、7月は22日間で303人、そして8月は20日間で256人というふうになっておりまして、これを1日平均に換算しますと、利用人数は12.3人というふうになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 結構な、4月からで結構使っていますけども、これってこの数字で延べ人数ですか、それとも全然別々の人数でしょうか、分かれば教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） 人数の実数についてのお問合せですけども、これは延べになります。お風呂を利用する方が、そういったプレイルームも使われたり、兼用して使われる方もおりますので、実際にはこれは延べ人数になります。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） ありがとうございます。ますますアピールをして利用者が増えることを願うばかりであります。

次に参ります。

先ほど申しましたとおり、条例第5条の交流センターの休館及び利用時間が定められておりますが、土日祝日はお休みであり、12月29日から1月3日までが正月休みがあります。営業時間が平日のみであります、午前9時から午後3時までであります。金融機関のような営業時間

帯になって非常に使いづらいのではないかと私は感じますが、この営業時間帯では利用できる方が限られていると思います。この営業時間帯の意図があれば教えてください。

○議長（穂寄　満弘君）　福祉課長。

○福祉課長（津留　慎義君）　営業時間の考え方についてでございますけども、開館日及び利用時間については、このセンターにつきましては、廃止しました老人福祉館、これの形態を引き継いだ福祉施設というふうにしておりますので、この老人福祉館時代の例に倣いまして、条例において、今、議員が申し上げられたとおり、土日祝日、祭日及び年末年始、これを除く平日の午前9時から午後3時と規定しております。

以上でございます。

○議長（穂寄　満弘君）　中村議員。

○議員（5番　中村　繁樹君）　ありがとうございます。先ほど町長答弁にもございましたとおり、多くの世代が幅広く利活用できる多機能型交流センターと位置づけているというのであれば、この時間帯では利用者にとっては使いづらいのではないかでしょうか。せっかく、町内のすばらしい建築業者、設備など多くの町内の業者が立派な建物を造っていただいたのですが、今の営業時間帯であれば非常に使いづらいと私は思います。今日傍聴の皆様もそう思うのではないかでしょうか。それではもう少し営業時間の変更を行えば、もう少し利用していただけると思いますが、私は営業時間帯の変更も早急に考える必要があると思います。

では次に、施設には浴室などが設けてあるとの課長の説明でございますが、法華嶽公園の利用者がグラススキーや登山、テニスなどの帰りに浴室で汗を流せるように、管理体制を現在の福祉課から法華嶽公園全体を管轄しております、今年から管轄しております財政課に変更いたしまして、法華嶽公園と一体として運営するようになれば、現在よりもっともっと多くの利用者に対し、国富ほけだけ交流センターが有効的に利用が図れると私は考えますが、今後そのような考えはないのかお伺いしますが、これ財政課長になるのですかね。お願いします。

○議長（穂寄　満弘君）　福祉課長。

○福祉課長（津留　慎義君）　ただいまの質問に答弁させていただく前に、申し訳ありません。先ほどのご質問に対する答弁、これのちょっと訂正を一つさせていただきたいと思います。利用人数に対する質問の答弁であります。

ちょっと私が勘違いをしておりまして、利用者に関しては、毎日受付簿で名前を書いていただいております。その人数を集計しておりますので、「延べ人数」というふうに申し上げましたけど、これは「実人数」のほうに訂正させていただきたいと思います。

引き続きまして、今の法華嶽公園の有効利用、今後、これについての設問にお答えさせていただきたいと思います。

センターの有効利用については、本年3月に議決いただきましたセンターの設置及び管理に関する条例、この規定に基づきまして、先ほどから申し上げておりますとおり、4月25日から施設の運営を開始したところでありますが、運営する中で、先ほど来、議員からありましたようないろんなご要望、ご意見を隨時いただいております。

町としましては、こういった町民の声に真摯に向き合いながら、町長の答弁にもありましたとおり、今後さらに環境整備も行いながら、町民の皆様に親しまれる交流センターとなりますよう、運営方法をさらに研究していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　中村議員。

○議員（5番　中村　繁樹君）　国富町ほけだけ交流センターは、先ほど副町長が述べられたとおり、解体費も含むと2億円強の事業費がかかっております。営業時間を変更し、法華嶽公園利用者にもアピールしていただき、ますます利用者を増やしていくことを考えるべきだと考えております。今後は、運営の在り方も民間企業への移行も含め、考慮していただき、より一層のサービス向上を行うべきと考えております。

私は、福祉や介護事業は命に関わることでありますので、利益追求は求めませんが、やちよ荘が国富町ほけだけ交流センターに名称を変更し、多世代間の交流施設を目的として建設されたのであれば、当然、費用対効果に見合う施設にしていかなければ、財源に限りのある国富町にとつて足かせになりかねません。町長答弁にもありましたとおり、町民の皆様に親しまれる交流センターとなるよう運営方法を「研究します」ではなく、「変更します」にお願いいたします。

最後にまとめになりますが、今回の私の質問は、全て前町長時代に決められていたことばかりであり、日高町長の就任前であり、当事者でないので答弁しにくい部分が多々あったと思いますが、お許しください。

しかし、町長自身も今回の質問の中で、多くの疑問点が見えてきたのではないでしょうか。私やここにいる議員の方々は、常に町民の方々から、町政に対する姿勢に対し、厳しい指摘の相談がなされます。全ての町民に対し、納得できる行政の在り方は本当に難しいと思いますが、問題を先送りせず、一つ一つ解決していくことが、町民に向き合うということではないでしょうか。

先ほども申したとおり、議会だより206号に対しても、町民の方から議会事務局に対して、このようなメールでの問合せが来ておりますので、少し紹介してみますと、「廃校を活用するためのプロジェクトチームをつくってはどうか。本庄高校の生徒とコラボした空き家対策の問題解決を行ってみてはどうか。町内に飲食店が少ないので、商工会や事業者を含めて対策を考えてみてはどうか。共働きが多い中で、子育て世帯に向けての政策がない。本庄小学校近くに児童クラブがない。児童クラブの預かる時間を18時30分まで延長してほしい」など、多くの意見が寄

せられておりますが、どの問題も多くの議員がこれまでに一般質問で提案している問題であり、今回の私の質問もそうですが、毎回執行部からの答弁は、「研究してみます」と大学の研究室のような答弁ばかりでございます。

議員にとって一般質問とは、行政全般に関する問題や政策について自由に質問できる場であり、議員が町民の声を行政に届けるための重要な手段であります。私は、日高町長には一般質問に対しては、「よし、やってみよう」という一発回答を大いに期待しております。日高町長と新たな国富町の未来を、私たち町議会と独立、対等な立場で互いに牽制しつつ、協力していくこうではありませんか。町議会議員も、執行部と同じ気持ちで、住みよいまち国富町を目指す気持ちは同じ方向を向いております。

これからも、日高町長、町議会と二元代表制の両車輪として、国富町の山積する問題を解決していくために、ギアをさらにトップギアに入れていきましょう。

今回の運動公演周辺住民との月曜トーク「町長とかたってみろ会」の早期実現と、国富町ほけだけ交流センターの充実した営業体制変更への町長からの一発回答を強く願いまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（穂寄　満弘君）　これで、中村繁樹君の一般質問を終結します。

ここで暫時休憩といたします。次の開会を午後2時30分といたします。

午後2時16分休憩

午後2時28分再開

○議長（穂寄　満弘君）　休憩を閉じ、再開いたします。

-----  
日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

○議長（穂寄　満弘君）　日程第2、認定第1号「令和6年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3、認定第2号「令和6年度国富町綾川雜用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4、認定第3号「令和6年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5、認定第4号「令和6年度国富町後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、認定第5号「令和6年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7、認定第6号「令和6年度国富町水道事業会計剩余金の処分及び令和6年度国富町水道事業会計決算の認定について」、日程第8、認定第7号「令和6年度国富町下水道事業会計剩余金の処分及び令和6年度国富町下水道事業会計決算の認定について」の7件を一括して議題とします。

これから総括質疑に入ります。質疑はありませんか。中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） すみません。議案第38号の財産の取得、39号も、（発言する者あり）すみません。（発言する者あり）

○議長（穂寄 満弘君） ほかにありませんか。武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） 一般質問、ご苦労さまでございます。それでは質問いたします。歳入歳出決算書の119ページの委託料の中ほど、総合案内A I化システム導入委託料についてお伺いいたします。

総合案内A I化システム「A Iさくらさん」ですが、の利用状況とA Iの誤作動、案内の誤作動はないのかお伺いをいたします。

次に127ページの総合戦略策定業務委託料についてお伺いをいたします。

私も、総務厚生常任委員会おりましたので、一度は聞いていると思いますが、再度、総合戦略策定委託料の内容を詳しくお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 1問目の質問からお答えいたします。

利用状況ですが、令和7年の1月から試験運行を始めております。1月から8月までの運用実績は、利用者数で748人、平均しますと月94人になります。検索数では2,608回ですのと、月326回平均ということになります。

それから、誤作動につきましてということですが、利用者が求めている情報にたどり着けなかったものを指しておられると思うんですけども、これにつきましては、一定数出てきているわけですけれども、データとして残りますので、総務課でもチェックをしておりますし、委託業者でも分析、改善をしていただくなど、カスタマイズを進めているところです。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 総合戦略課長。

○総合戦略課長（山下 玲君） ただいまいただきました2問目の質問です。127ページの総合戦略策定業務委託料につきましては、昨日の一般質問の中でも出てきましたけども、平成26年のまち・ひと・しごと創生法の制定に伴い、地方創生交付金等の活用の根拠となる人口減

少対策などを盛り込んだ5年間を期間とします「地方版総合戦略」を策定しております。

本町では、平成27年度を1期目としまして、第2期の総合戦略が令和6年度に最終年度になっておりましたので、本年度からスタートする第3期の総合戦略の改定を進めるアンケート調査や計画書策定、策定委員会等での説明対応などをコンサル会社に委託した費用となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄　満弘君）　武田議員。

○議員（8番　武田　幹夫君）　よく分かりました。A1には、学習能力が多分あると思いますけど、来られた方々が迷いのないようにしていただきたいというふうに思っております。すみません、以上です。ありがとうございました。

○議長（穂寄　満弘君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄　満弘君）　これにて、総括質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件については、会議規則第36条第1項の規定により、各常任委員会の所管部門に関する事項について、それぞれの常任委員会に分割付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄　満弘君）　異議なしと認めます。したがいまして、認定第1号から認定第7号までの7件は、各常任委員会の所管部門に関する事項につき、それぞれの常任委員会に分割付託することに決定しました。

この際、お願いを申し上げます。明日11日から、さきに決定しました会期日程のとおり、各常任委員会における決算審査に入ります。執行部には改めて通知しませんので、所管委員会ごとに、それぞれの対応をよろしくお願いします。

---

○議長（穂寄　満弘君）　以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時37分散会

---